

8 事業計画書・協議書の提出方法

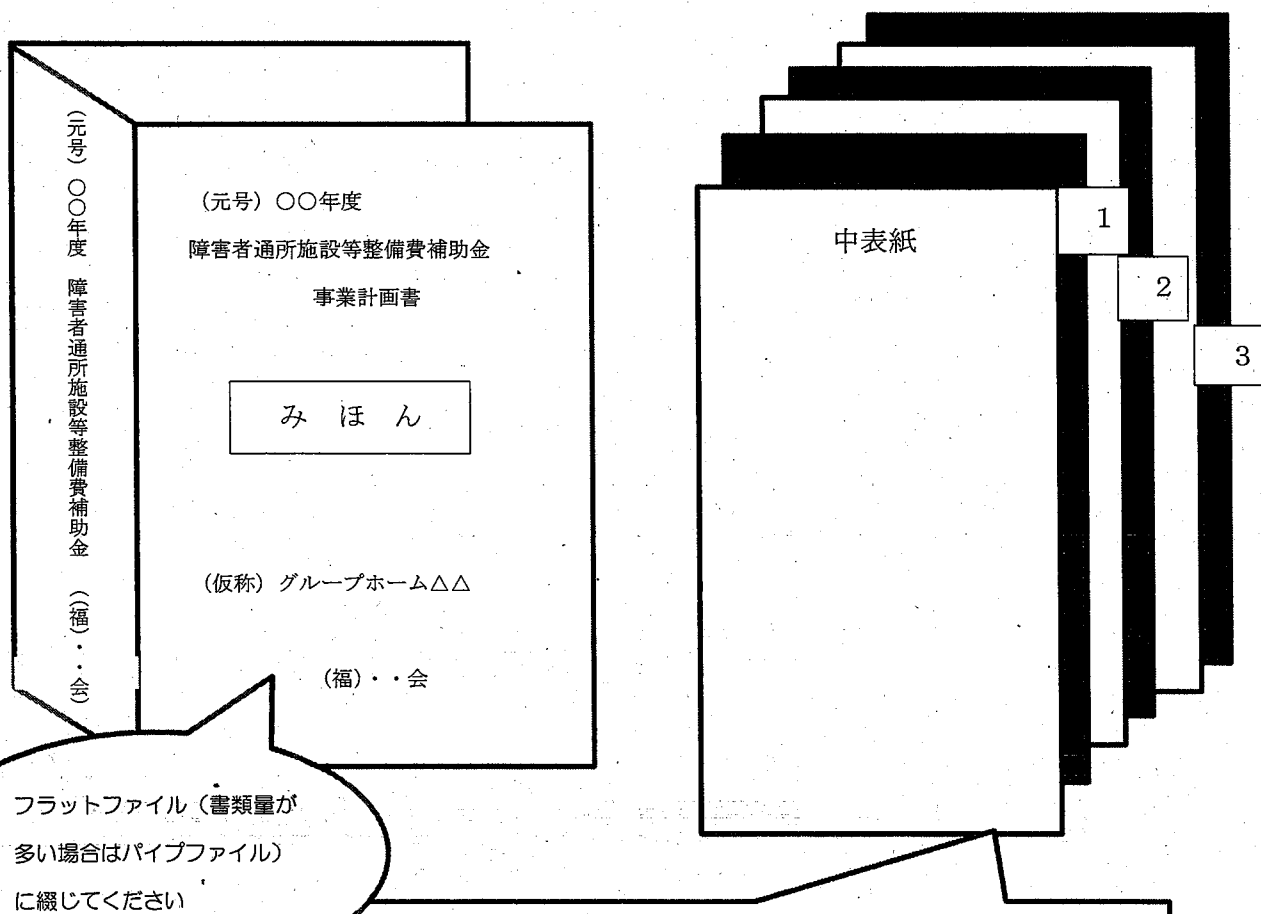
○補助協議にあたっては、事業計画書及び補助協議書を各締切日までに提出してください。

（提出締切日は「5 整備費補助事業に係るスケジュール」参照）

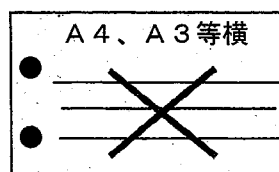
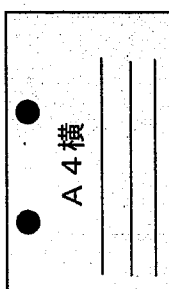
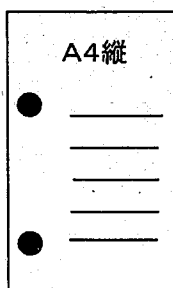
○提出の際は、下記の事項に留意の上、必要書類の作成及び準備をお願いします。

＜計画書・協議書の綴り方＞

- ・各書類はA4片面で作成してください。
- ・表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、提出書類の番号ごとにインデックスを貼付した中表紙を挟んだうえで、フラットファイル（A4・縦型・左綴じ）に綴じてください。ホチキス止めは不可とします。



※書類の向きと大きさに注意



※A3横の図面等は、A4縦と同サイズになるよう折り込んで綴じてください。

9 事業計画書の作成方法

○協議書に先行して、協議書提出書類の一部を事業計画書として提出します。

○事業計画書で提出した書類については、協議書では提出不要です。

■ 1-2 提出書類一覧 「(元号)〇〇年度障害者通所施設等整備費補助金の協議について」

障害者通所施設等整備費補助 事業計画提出書類一覧						
◎＝必ず作成するもの ○＝該当する場合のみ作成するもの						
番号 (※)	提出書類	備考	添付の必要性			添付 状況
			施設 整備	設備 整備	施設整備 (大規模修繕)	
1	2 提出書類一覧(本紙)			◎		
事業計画						
2	1 事業計画書	別紙1		◎		
	8 (元号)〇年度障害者通所施設等整備費補助の協議に係る確認について(消防設備関係)	参考様式		◎		
	9 関係機関との打ち合わせ議事録(関係区市町村、借入先)	様式任意		◎		
図面関係書類						
3	1 案内図等周辺状況が分かるもの、公図(写し)	最寄駅から事業所までの交通手段を追記する		◎		
	3 整備工事実施後の配置図・平面図・立面図・断面図			◎		
	4 整備工事実施前の配置図・平面図・立面図・断面図	既存建物を改修する場合	○	-	◎	
施設整備補助金計算関係書類						
4	1 工事見積書の写し	中項目まで積算	◎	-	◎	
法人情報関係書類						
5	5 過去3か年分の決算書 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録等)			◎		
	6 財務チェックシート	別紙4		◎		
資金調達関係書類						
6	1 資金計画	別紙6		◎		
その他関係書類						
8	1 利用者負担(家賃、食料費、光熱水費、日用品費等)算定にあたっての考え方	グループホームのみ	○	-		
原則、都が示す協議様式及び参考様式を使用すること。						
(※)番号は協議書提出書類一覧に対応します。			【担当者連絡先】			
			担当者名			
			電話番号			
			FAX番号			
			メールアドレス			

2 事業計画

■ 2-1 事業計画書

別紙1

1-1と同じ施設名を記載する。

事業計画書

複数ユニット・事業がある場合は、ユニット・事業ごとに作成し、4-7「整備費協議額算出内訳」の各種数値と対応させてください。

1	施設等の名称	(仮称)東京ホーム ユニット1	
	所在地	東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番	
2	施設等の種別	共同生活援助(知的)	
3	事業主体及び運営主体	名称	
		所在地	
	オーナー改修型の場合のみ記載する。	建物所有者	名称(氏名)
		※本則2(2)により整備を行う場合に記入	所在地
4	利用人員	現在 0 名	増加 6 名 計 6 名
5	施設等の規模及び構造	敷地面積	300.08 m ²
		敷地の所有関係	自己所有 借地 買収(予定)
		建物の所有関係	自己所有 賃貸
		整備種別	創設 改築 改修 安全対策 消防 防犯 設備整備 大規模修繕 重度化
		建築面積	150.31 m ²
		建物構造	木造二階建て
		延床面積	(改修部分) 103.44 m ² (全体) 215.30 m ²
	設計図面、建築確認通知書等の添付書類と一致させる。	土地(無 有)	「有」の場合、目的及び抹消予定時期
	抵当権の設定が「有」の場合は、目的及び抹消予定時期を示す。	建物(無 有)	
6	併設事業所	名称	種別
		同一建物内に他の事業が併設している(又はする)場合は、施設の名称、事業種別、運営法人を記載する。(短期入所との合築や建物所有者の自宅併設等の場合もすべて「併設事業所」として記載すること)	
7	整備費内訳	施設整備(消防設備)	27,939,072 円
		施設整備(消防設備)	2,810,227 円
		施設整備(消防設備)	5,058,409 円
		施設整備(防犯設備)	562,045 円
		設備整備	1,201,000 円
		合計	37,570,753 円
		※工事種別等内訳:別紙	
8	財源内訳	東京都補助金	28,757,000 円
		自己財源	4-7「整備費協議額算出内訳」により算出された(G欄)の額を記入する。
		寄附金	
		区市町村補助金	
		借入金	2,000,000 円
		小計	8,813,753 円
		合計	37,570,753 円
		「東京都補助金」及び「設置者負担金」の合計が総事業費となるにする。	

9	建 物 所 有 者 負 担 金 内 訳	自己財源	建物所有者の自己財源の額を記載する。					円	
		運営主体からの収入						円	
		借 入 金	グループホームの運営主体からの収入額を記載する。					円	
		合 計						円	
10	バックアップ施設	名称	共同生活援助の場合に記入。共同生活援助及び居宅介護等居宅系サービス以外の障害福祉サービス事業(事業所)を記載する。						
		種 別							
		所 在 地							
11	入札スケジュール(内示後2~2.5ヵ月後)を十分考慮し、工程表と一致させる。	契約年月日	〇〇	元	年	10	月	15	日
		着工年月日	〇〇	元	年	10	月	16	日
		完成年月日	〇〇	2	年	3	月	15	日
		事業開始年月日	〇〇	2	年	5	月	1	日
12	事業の目的・理由 ※都内において初めて上記2の事業を実施する場合、その理由も記載すること	「事業開始年月日」は各月の1日付けとする。 (完成年月日以降で余裕を持った事業開始年月日とすること) 既存事業所の大規模修繕は記載不要。							
13	支援の基本方針(主たる障害種別や想定している障害支援区分等を踏まえ、どのような事業としていきたいか)	事業を実施する目的を始めとして、各欄について、法人の取り組み状況、熱意、工夫、対応策等を具体的かつ詳細に記載してください。(これらは、審査会において審査する際の重要ポイントの1つとなります。)							
14	上記13を実現するためのハード面・ソフト面における具体的方策								
15	地域の障害福祉サービス事業所及び地域住民との連携								
16	建物構造や環境面における課題								
17	上記16に対する具体的な解決策や工夫した点								
※6、12~17について、各記入欄に収まらない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙により説明すること									

★事業計画書は、全体、ユニット・事業ごとに作成すること。

	事項	記入内容及び注意事項
1	施設等の名称、所在地	協議書の鑑文と同じ名称及び所在地を記入する。
2	施設等の種別	協議書の鑑文と同じ種別を記入する。
3	事業主体及び運営主体	当該整備を行う事業主体及び運営主体（法人名等）の名称及び、その所在地を記入する。
4	利用人員	当該事業に係る利用人員を記入する。 （例）新規事業開始の場合 現在〇名 増加5名 計5名
5	施設の規模及び構造	整備をする物件の内容を記入する。 （１） 敷地面積 登記事項証明書又は建物設計時の測量等により計測された面積を確認の上、整備を行う物件に係る敷地面積を記入する。 （２） 敷地の所有関係（建物賃貸の場合、記載不要） 「自己所有」、「借地」、「買収」のうち、いずれかに○をする。 （３） 建物の所有関係 「自己所有」、「賃貸」のいずれかに○をする。 （４） 整備種別 「創設」、「改築」、「改修」、「安全対策」、「消防設備」、「重度化等設備」、「防犯設備」、「設備整備」、「大規模修繕」のうち、該当する種別に○をする。 （５） 建築面積、延床面積 検査済証又は設計により算出された面積を確認の上、整備を行う建物の建築面積及び延床面積を記入する。 延床面積は整備の対象となる面積を記入する。 新築・全面改修（単一ユニット・事業）の場合、（改修部分）（全体）の両方に同じ面積を記入する。 一部改修（単一ユニット・事業）の場合、改修を行う部分の面積を（改修部分）に、建物全体の面積を（全体）に記入する。 複数ユニット・事業がある場合、ユニット・事業を行う部分の面積を（改修部分）に、建物全体の面積を（全体）に記入する。 （５） 建物構造 設計図面等を確認の上、整備を行う建物の構造を記入する。 （例）木造２階建、鉄骨造３階建、鉄筋コンクリート造２階建等 （６） 抵当権 土地・建物に抵当権・根抵当権の設定がないことを登記事項証明書で確認した上で、有無に○をする。上記の事項は、設計図面、検査済証、登記事項証明書等の添付書類で確認できるこ

		ととする。
6	併設事業所	同一建物内に他の事業所が併設する場合は、施設の名称、事業種別、運営法人を記載する。 併設事業所が補助対象にならない場合も、必ず記載する。
7	整備費内訳	見積書に基づき作成した 4-7「整備費協議額算出内訳書」の金額と一致させる。
8	財源内訳	(1) 東京都補助金 4-7「整備費協議額算出内訳」により算出された（G 欄）の額を記入する。 (2) 設置者負担金 「自己財源」欄、「寄附金」欄、「その他の収入」欄、「借入金」欄の額をそれぞれ記入し、その合計を算出し、「小計」欄に記入する。 (3) 合計 「東京都補助金」及び「設置者負担金」の合計が総事業費と一致しているか注意する。
9	建物所有者負担金内訳	建物所有者が建物を改修（オーナー改修型）する場合のみ記入する。 (1) 自己財源 建物所有者の自己財源の額を記入する。 (2) 運営主体からの収入 グループホーム等運営法人からの収入予定額を記入する。 (3) 借入金 銀行などからの借入金の額を記入する。
10	バックアップ施設	共同生活援助事業を実施する場合、バックアップ施設の名称及び所在地を記入する。
11	施行計画	施行計画に基づき、「契約年月日」、「着工年月日」、「完成年月日」、「事業開始年月日」を記入する。 なお、事業開始年月日、内示予定日（第1回：8月上旬、第2回：12月上旬）を勘案の上で、施行計画を立てる。また、契約日については、入札スケジュール（内示後 2～2.5 ヶ月）を踏まえること。
12	事業の目的・理由	当該事業を行う目的・理由を具体的かつ詳細に記入する。 また、具体的な利用者像（主たる障害種別、障害支援区分、男女別、年齢等）についても、記入する。
13	支援の基本方針	上記 12 を踏まえ、支援の基本方針を記入する。
14	上記 13 を実現するためのハード面・ソフト面における	支援の基本方針を、図面や人員配置等ハード面・ソフト面にどのように反映させるか、具体的に記入する。

	る具体的な方策	
15	地域の障害福祉サービス事業所及び地域住民との連携	地域の障害福祉サービス事業所及び地域住民と、どのように連携していくか具体的に記入する。
16	建物構造や環境面における課題	建物構造や環境面において課題がある場合には、具体的な内容や、関係機関との協議状況を具体的に記入する。
17	上記16に対する具体的な解決策や工夫した点	具体的な解決策や工夫した点を、図面や関係機関との協議記録に基づいて具体的に記入する。

■ 2-8 障害者通所施設等整備費補助の協議に係る確認について（消防設備関係）

（参考様式）

東京都知事 殿

法人名

法人代表者名

印

整備する施設種別に変更してください。

（元号）〇年度障害者通所施設等整備費補助の協議に係る確認について

障害者通所施設等整備費補助を利用して整備を行う建物においては、共同生活援助事業及び短期入所事業を実施し、下記のとおり入居者の受入を予定しています。

なお、当該建物に整備する消防用設備については、所轄消防署との調整の結果、以下の設備を設置します。

記

1 施設等の名称及び所在地

事業計画書（別紙2）と同じ記載をする。

2 定員

1-1と同じ施設名を記載する。

3 入居者の想定区分

区分（ ）：（ ）名

区分（ ）：（ ）名

区分（ ）：（ ）名

区分（ ）：（ ）名

消防用設備の補助の有無にかかわらず、必要な設備等について所管の消防署に必ず確認してください。

3 設置が必要であると指導を受けた消防用設備

①

②

③

消防加算を受ける条件は、用途（6項ロ又は6項ハ）に応じた、スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備を設置することです。

竣工後には、消防署へ設置届出（6項ロ又は6項ハの記載）及び各消防用設備の検査結果通知の写しを提出していただきます。

4 相談経過

（1）相談先消防署

用途（6項ロ又は6項ハ）について必ず確認する。

（2）相談内容（消防法施行令別表第一に定める建物用途）等

用途区分 ____ 項（__）

相談内容：

相談日についても記載する。

■ 2-9 関係機関との打ち合わせ議事録

- 補助協議申請に当たって、関係機関（建築関係所管・消防署）と打合せを行った際の議事録であること。
- 建築基準法、バリアフリー法関係や消防法関係の適用について関係機関と打ち合わせた内容を記載すること。

3 図面関係書類

■ 3-1 案内図（周辺状況がわかる図面）

- ・ A4横で作成すること。
- ・ 鉄道等交通機関の最寄駅からの経路も含め、周囲の状況もわかる案内図であること。
- ・ 最寄駅と計画地までの経路を太線でマーキングし、最寄駅からの交通手段（バス、タクシー・徒歩等）と所要時間を記載すること。＜例 JR新宿駅西口から、徒歩約10分＞
- ・ 方位記号により方角を図示すること。

■ 3-3 整備工事実施後の配置図・平面図・立面図・断面図

- ・ 配置図は、敷地境界線、接道状況、駐車場等、整備する建物以外の施設についても明記すること。
- ・ 平面図は、居室、収納、居間・食堂等各部屋の面積を「㎡」で記載し、各室面積表と一致させる。
- ・ 面積基準のある部屋については収納設備を除いた内のり面積をカッコ書きで併せて記載する。（グループホーム・ショートステイの居室の内のり面積は、収納設備部分を除き7.43㎡以上）
- ・ 設備整備補助により備品を購入する場合、その設備設置位置を記載する。
- ・ 建物の一部を整備する場合などは、当該整備部分を色分け等により明確にする。
- ・ 防犯カメラや重度化等設備を設置する場合は、設置位置を記載すること。
- ・ 記載上の注意事項は、16ページ「（参考）整備事例」を参照のこと。

■ 3-4 整備工事実施前の既存建物に係る配置図・平面図・立面図・断面図

- ・ 既存建物を改修する場合は、整備する前の建物の図面を併せて添付する。

4 施設整備補助金関係書類

■ 4-1 工事見積書の写し

- ・見積にあたり、消費税は10%とすること。
- ・見積書のあて先は、法人代表者あてにすること。（建物所有者が改修する場合は、建物所有者）
- ・設計事務所等、見積もり業者の印が押してあるものとすること。
- ・最低限、中項目まで積算したものであること。
- ・見積の内容及び数値（計算）に誤りがないか検算したうえで必ず確認すること。
- ・「消防設備」、「防犯設備」及び「重度化等設備」の各施設整備（加算）で整備するものについては、対象となる額が整理できるように抜き出して計上すること。
- ・消防加算の補助協議を行う場合、消防用設備工事の項目を追加する。防犯加算の補助協議を行う場合、防犯設備工事の項目を追加する。

（例）

大項目	中項目	小項目	数量	単価	金額(円)
建築工事 電気工事 給排水衛生設備工事 空調設備工事 消防用設備工事	内装工事	壁クロス貼り			
	スプリンクラー設備工事 自動火災報知設備工事				
防犯設備工事	防犯カメラ設置工事				
重度化等対応設備工事	介護リフト設置工事				

5 施設整備補助金関係書類

■ 5-5 過去3か年分の決算書（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録等）

- 法人全体の決算が説明できるものであること。
- 決算時期の都合により直近の決算書類の提出が間に合わない場合は、当該年度分は協議書提出時に必ず提出すること。

■ 5-6 財務チェックシート（社会福祉法人用）

- ・決算書を基に各年度の財務状況を入力シートに入力する。
- ・財務指標で✓又は×の判定基準を受けた事項がありましたら、その原因を分析し、原因及びその改善見込みを示した資料を追加で提出すること。（提出資料の様式は任意様式）

法人経営状況について				
法人名				
決算書の判断基準（指標）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	財務指標（平成30年度）
短期安定性				
流動比率				#DM/OI
長期安定性				
純資産比率				#DM/OI
固定長期適合率				#DM/OI
収益性指標				
経常増減差額率（経常収支差額率）				#DM/OI
借入の割合指標				
事業活動資金収支差額対1年以内返済予定設備資金借入金比率				#DM/OI
サービス活動収益対借入金比率（事業活動収入対借入金比率）				#DM/OI
収支状況及び財務状況				
当期末支払資金残高	○	○	○	○
サービス活動増減差額（事業活動収支差額）	○	○	○	○
当期活動増減差額（当期活動収支差額）	○	○	○	○
繰入金増減差額	○	○	○	○
次期繰越活動増減差額（次期繰越活動収支差額）	○	○	○	○

※財務指標の判定基準は、○は要注、×は原則採択不可

○流動比率
100%を下回ると「×」が入る。流動負債が流動資産を上回っていることになり、資金繰りが悪化している状態が想定される。

○純資産比率
50%を下回ると「×」が入る。自己資本よりも負債が上回っている状態であり、将来的に資金繰りが悪化する可能性がある。

○固定長期適合率
100%以上になると「×」が入る。固定資産への過大な投資の可能性がある。

○経常増減差額率
マイナスが3年続くと「×」が入る。既存事業の継続性が危ぶまれる可能性がある。

○事業活動資金収支差額対1年以内返済予定設備資金借入金比率
100%以上になると「×」が入る。当該年度の収支から返済額を賄えていない可能性がある。

○サービス活動収益対借入金比率
100%以上になると「×」が入る。事業規模を超える借入金を行っている可能性がある。

○当期末支払資金残高
マイナスが3年続くと「×」が入る。既存事業の継続性が危ぶまれる可能性がある。

○サービス活動増減差額
マイナスが3年続くと「×」が入る。過去3か年の決算状況が営業活動（通常の事業運営）に基づき発生である場合は、原則認められない。

○当期活動増減差額
マイナスが3年続くと「×」が入る。既存事業の継続性が危ぶまれる可能性がある。

○次期繰越活動増減差額
マイナス（債務超過）になると「×」が入る。債務超過の場合は採択されない。

【財務指標の説明】

○流動比率（流動資産÷流動負債）×100
経営の短期安定性を見る。流動負債に対して、流動資産がどの程度あるかを示す指標。比率が高いほど安定している。

○純資産比率（純資産÷資産総額）×100
経営の長期安定性を見る。資産総額に占める「純資産（自己資本）」の割合。比率が高いほど安定している。

○固定長期適合率（固定資産÷（純資産＋固定負債））×100
長期安定性を見る。固定資産がどれだけ長期資産（純資産＋固定負債）によって賄われているかを表す。流動比率が高いと固定長期適合率は低くなる。固定資産は、純資産や固定負債で調達し、100%未満であることが理想。

○経常増減差額率（経常増減差額÷（サービス活動収益）×100）
収益性を見る。サービス活動収益に対する経常増減差額の占める割合。比率が高いほど収益性が高いことを示している。

○事業活動資金収支差額対1年以内返済予定設備資金借入金比率（1年以内返済予定設備資金借入金）÷（事業活動資金収支差額＋設備資金借入金元金償還補助金・補助金）×100
短期の返済能力を見る。その年の借入金返済予定額に対して、収支差額がどの程度あるかを示す指標。比率が高いほど返済能力が高い。開設当初においては、返済が先行し、一時的に100%を上回る可能性がある。

○サービス活動収益対借入金比率（設備資金借入金＋長期運営資金借入金＋役員等長期借入金）÷（サービス活動収益）×100
長期の返済能力を見る。借入金残高に対して経常収益がどの程度あるかを示す指標。比率が高いほど返済能力が高い。

○当期末支払資金残高
短期の運転資金に関する収支状況。流動資産から流動負債を除いた値となる。

○サービス活動増減差額
通常の事業運営（障害福祉サービス事業）に関する収支状況。

※5-6 「財務チェックシート」作成方法

「財務チェックシート」の様式データ(エクセル)内に、過去3カ年の決算額を記入するシートも格納されています。

【財務チェックシート格納シート】

☆比較シート(簡易版)☆ 比較シート(担当者用) 28決算 29決算 30決算 Sheet1

そのシートに決算額を記入すれば、自動で上記の「法人経営状況について」等他のデータに数字が自動入力されます。後は、法人名を記入してください。

⇒提出資料は「☆比較シート(簡易版)」のみでお願いします。(判定基準にチェック又は×が入った事項があった場合は、その原因及び改善見込み資料を追加で提出。)

(財務状況チェックシートを作成される際は、決算書の数字と整合がとれるようにしてください。)

■ 5-6 財務チェックシート（その他法人用）

法人経営状況について				
法人名				
決算書の判断基準（指標）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	財務指標（平成30年度）
短期安定性				
流動比率				#DIV/0!
長期安定性				
純資産比率				#DIV/0!
固定長期適合率				#DIV/0!
収益性指標				
経常増減差額率				#DIV/0!
借入の割合指標				
経常収益対借入金比率				#DIV/0!
収支状況及び財務状況				
当期経常増減額	0	0	0	
当期正味財産増減額	0	0	0	
次期繰越正味財産額	0	0	0	

《財務指標の判定基準》○は要注意、×は原則選択不可

○流動比率
100%を下回ると「×」が入る。流動負債が流動資産を上回っていることになり、資金繰りが悪化している状態が想定される。

○純資産比率
50%を下回ると「×」が入る。自己資本よりも負債が上回っている状態であり、将来的に資金繰りが悪化する可能性がある。

○固定長期適合率
100%以上になると「×」が入る。固定資産への過大な投資の可能性がある。

○経常増減差額率
マイナスが3年続くと「×」が入る。既存事業の継続性が危ぶまれる可能性がある。

○経常収益対借入金比率
100%以上になると「×」が入る。事業規模を超える借入金を行っている可能性がある。

○当期経常増減額
マイナスが3年続くと「×」が入る。過去3か年の決算状況が営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字である場合は、原則認められない。

○当期正味財産増減額
マイナスが3年続くと「×」が入る。既存事業の継続性が危ぶまれる可能性がある。

○次期繰越正味財産額
マイナス（債務超過）になると「×」が入る。債務超過の場合は採扱されない。

財務指標で○又は×の判定基準を受けた事項がありましたら、その原因を分析し、原因及びその改善見込みを示した資料を追加で提出すること。（提出資料の様式は任意様式）

《主な財務指標の説明》

○流動比率 （〔流動資産÷流動負債〕×100）
経営の短期安定性を見る。流動負債に対して、流動資産がどの程度あるかを示す指標。比率が高いほど安定している。

○純資産比率 （〔純資産÷資産総額〕×100）
経営の長期安定性を見る。資産総額に占める「正味財産（自己資本）」の割合。比率が高いほど安定している。

○固定長期適合率 （〔固定資産÷〔純資産+固定負債〕〕×100）
長期安定性を見る。固定資産がどれだけ長期資産（純資産+固定負債）によって賄われているかを表す。流動比率が高いと固定長期適合率は低くなる。固定資産は、純資産や固定負債で調達し、100%未満であることが理想。

○経常増減差額率 （〔経常増減差額〕÷〔経常収益計〕×100）
収益性を見る。経常収益に対する経常増減差額の占める割合。比率が低いほど収益性が高いことを示している。

○経常収益対借入金比率 （〔長期借入金〕÷〔経常収益計〕×100）
長期の返済能力を見る。借入金残高に対して経常収益計がどの程度あるかを示す指標。比率が低いほど返済能力が高い。

○当期経常増減額
通常の事業運営（顧客福祉サービス事業）に関する収支状況。

○当期正味財産増減額
通常の事業運営以外の活動も含めた収支状況。

6 資金調達関係書類

■ 6-1 資金計画

別紙6

1-1と同じ施設名を記載する。

資 金 計 画

施設等の名称	(仮)東京ホーム	計画期間 (着工～竣工)	〇〇元年10月～〇〇2年5月
補助協議の計画期間と同時期に他の計画がある場合は、当該計画の資金計画も提出する。			

(円)

例えば、グループホームと相談支援との合築案件の場合、左の欄の「ユニット」、中央の欄に「日中一時支援」と記載し、各種費用を記載する。		合計	内訳(補助申請事業及び同時に整備する併設事業を記載)		
			ユニット1	ユニット2	相談支援
1 事業費	用地費 A	0			
	整備費 B	78,102,000	37,570,753	33,355,041	7,176,206
	(内訳) 補助対象経費	74,190,476	35,691,439	31,693,446	6,805,591
	補助対象外経費	911,524		661,595	370,615
	運転資金 C 【参考:年間事業費の2/12=8,800,000円】	8,800,000		300,000	2,200,000
合 計(A+B+C)		86,902,000	40,870,753	36,655,041	9,376,206
2 資金調達	用地費 D	0	0	0	0
	自己資金 I	0			
	寄付金	0			
	借入金(借入先:) i	0			
	借入金(借入先:) ii	0			
	その他収入	0			
	整備費 E	78,102,000	37,570,753	33,355,041	7,176,206
	都補助金	56,308,000	28,757,000	27,551,000	0
	自己資金 II	94,000	6,813,753	3,804,041	5,176,206
	寄付金				
内訳	借入金(借入先: 東京都銀行) iii	6,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	借入金(借入先:) iv	0			
	その他収入	0			
	運転資金 F	8,800,000	3,300,000	3,300,000	2,200,000
	自己資金 III	8,800,000	3,300,000	3,300,000	2,200,000
	寄付金	0			
	借入金(借入先:) v	0			
内訳	借入金(借入先:) vi				
	その他収入				
合 計(D+E+F)		86,902,000	40,870,753	36,655,041	9,376,206
確認	自己資金(再掲) 【 I + II + III 】	24,594,000	10,113,753	7,104,041	7,376,206
	借入金(再掲) 【 i + ii + iii + iv + v + vi 】	6,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

土地・建物購入費用を記載する。

事業開始時に必要となる運転資金を記載する。

6-7「収支シミュレーション」の1年目の支出計の2/12の値を記載する。

用地費、整備費、運転資金に係る資金は、自己資金や補助金のほか、原則として公的借入金(福祉医療機構等)及び金融機関からの融資としてください。
なお、借入先とは、事前に十分な協議を行い、補助協議後、借入できない等の理由により借入先の変更がないようにしてください。

4-7「整備費協議額算出内訳」により算出された(G欄)の額を記入する。

縦横の計算に誤りがないか必ず確認してください。

残高証明書により必要となる自己資金が足りることを示す。

借入先ごとに作成した借入金償還計画(別紙5)の合計と一致させる。

8 その他関係書類

■ 8-1 「利用者負担（家賃、食材費、光熱水費、日用品費等）算定にあたっての考え方

- ・グループホームを整備する場合に作成すること
- ・家賃、食材料費、光熱水費等利用者負担額を示し、その積算根拠を示すこと。
- ・家賃については、整備費補助を導入することによる家賃低減効果を説明すること。
- ・補助金を受けて創設（新築）する建物については、木造は22年以上、鉄骨造は34年以上、RC造は47年以上使用する前提で家賃を積算すること。
- ・利用者負担については利用者に配慮し極力低廉な額とすること。

10 補助協議書の作成方法

- 事業計画書で提出した書類については、協議書では提出不要です。
- 協議書提出後、都との補助協議により書類の差替えや追加資料の提出をお願いする場合があります。

障害者通所施設等整備費補助協議 提出書類一覧

◎＝必ず作成するもの ○＝該当する場合のみ作成するもの

番号		提出書類	備考	添付の必要性			添付状況
				施設整備	設備整備	施設整備(大規模修繕)	
1	1	(元号)〇年度障害者通所施設等整備費補助金の協議について		◎			
	2	提出書類一覧(本紙)		◎			
事業計画							
2	1	事業計画書	別紙1	提出済(事業計画時)			
	2	登記事項証明書(土地・建物)		◎			
	3	売買・寄付・賃貸借契約(確約)書(土地・建物)		○			
	4	既存建物の検査済証(建築確認通知書)	既存建物を改修等する場合	○			
	5	耐震化に関する調査票	既存建物を改修等する場合 別紙2	○			
	6	地域住民に対する説明状況等		◎		-	
	7	区市町村の意見書	参考様式	◎		-	
	8	所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 (記録内容については建築指導部署等に確認したものであること)	参考様式	提出済(事業計画時)			
	9	関係機関との打ち合わせ議事録	様式任意	提出済(事業計画時)			
図面関係書類							
3	1	案内図等周辺状況が分かるもの、公図(写し)	最寄駅から事業所までの交通手段を追記する	提出済(事業計画時)			
	2	工事仕様書(建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書)		◎	-	◎	
	3	整備工事実施後の配置図・平面図・立面図・断面図		提出済(事業計画時)			
	4	整備工事実施前の既存建物に係る配置図・平面図・立面図・断面図	既存建物を改修する場合	○	-	◎	
	5	部屋別面積表(延床面積)	参考様式	◎			
	6	工程表(設計・施工)	参考様式	◎	○	◎	
	7	現況写真				◎	
施設整備補助金計算関係書類							
4	1	工事見積書の写し		提出済(事業計画時)			
	2	設計業務等見積書又は設計業務等委託契約書の写し		◎	-	◎	
	3	諸経費・消費税振り分け	参考様式	◎	-	◎	
	4	工事種別等内訳書	参考様式	◎	-	◎	
	5	面積・事業費按分表	参考様式	◎			
	6	算出内訳確認用シート	参考様式	◎			
	7	整備費協議額算出内訳	別紙3	◎			

法人情報関係書類						
5	1	法人概要・沿革・法人設立趣意書等		◎		
	2	法人の定款・寄付行為等	原本証明をすること	◎		
	3	法人登記簿謄本	原本、3ヶ月以内のもの	◎		
	4	当該年度分の収支予算書		◎		
	5	過去3か年分の決算書 (貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録等)		提出済(事業計画時)		
	6	財務チェックシート	別紙4	提出済(事業計画時)		
	7	障害者総合支援法第36条第3項各号(児童福祉法第21条の5の15 第2項各号)の規定に該当しない旨の誓約書及び役員名簿	参考様式	◎		
	8	誓約書	別紙5	◎		
	9	印鑑登録証明書	原本、3ヶ月以内のもの	◎		
資金調達関係書類						
6	1	資金計画	別紙6	提出済(事業計画時)		
	2	残高証明書	指定された日付のもの	○		
	3	寄付確約書等		○		
	4	区市町村補助予定通知(確約書)		○		
	5	借入金償還計画	別紙7	○		
	6	累積借入金返済計画表	別紙8	○		
	7	収支シミュレーション	別紙9、収入・支出計算シート、人件費算出シート	◎		
設備整備補助金計算関係書類						
7	1	備品一覧表	参考様式	-	◎	-
	2	備品見積書(写し)		-	◎	-
	3	備品カタログ等		-	◎	-
その他関係書類						
8	1	利用者負担(家賃、食材費、光熱水費、日用品費等)算定にあたっての考え方	グループホームのみ	提出済(事業計画時)		
	2	関係機関一覧表	参考様式	◎		
借地補助金計算関係書類						
9	1	定期借地権の一時金に対する補助金算出表		○	-	-
	2	借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業算出表		○	-	-
原則、都が示す協議様式及び参考様式を使用すること。						
※上記書類以外にも、必要に応じて提出をお願いする場合があります。 【担当者連絡先】						
			担当者名			
			電話番号			
			FAX番号			
			メールアドレス			

1 提出書類かがみ

■ 1-1 (元号)〇年度障害者通所施設等整備費補助金の協議について

協議書の提出日を記載する。

番 号
年 月 日

東京都知事殿

法人代表者は、住所(現在事項証明書のとおり)、法人名、役職、代表者名の順に記載する。

住 所

(法人の場合) 代表者職 氏名 印
(区市町村の場合) 区市町村長 印

(元号)〇年度障害者通所施設等整備費補助金の協議について

標記について、次により補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり協議します。

記

4-7「整備費協議額算出内訳」により算出した(G欄)の額を記載する。2か年にまたがる工事の場合は、2か年合計の協議額を記載する。

1 協議額 金56,308,000 円

2 施設の種別及び施設の名称
共同生活援助(知的)
(仮称)東京ホーム

3 協議額算出内訳 別紙1のとおり

施設の種別は、「共同生活援助(知的)」、「生活介護」、「短期入所」等と記載してください。
施設の名称は、仮称で記載しても構いません。
(他の提出書類と名称を統一すること。)

4 事業計画書 別紙2のとおり

法人として、過去10年間における施設整備費の補助金の交付を受けている場合、「有・無」の該当に○をし、その具体的内容を記載する。

5 その他

過去10年間における施設整備費補助金交付の有無
内容(有の場合のみ記入)

有・無

平成〇〇年度「共同生活援助 〇〇ホーム」障害者通所施設等整備費補助金 21,875千円
平成〇〇年度「多機能型通所 〇〇作業所」障害者(児)施設整備費補助金 160,000千円

事項	記入内容及び注意事項
番号	法人として文書番号がない場合は削除する。
日付	協議書の提出日とする。
あて先	「東京都知事」あてとする。
協議者	(1) 法人の場合 住所（現在事項証明書のとおり）、法人名、法人代表者氏名を記入し、法人代表者印を押す。 (2) 区市町村の場合 区市町村長名の公文とする。
協議額	4-7「整備費協議額算出内訳」により算出された（G欄）の額を記入する。工事が2か年にまたがる場合は、2か年合計の協議額を記入し、下に初年度と次年度の協議額を記入すること。
施設の種別及び施設の名称	下記の該当する施設の種別及び施設の名称を記入する。 (1) 施設種別 生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業、東京都重症心身障害児（者）通所事業、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス (2) 名称 名称が決まっていない場合は、（仮称）にて記載する。
その他	法人として、過去10年間に於ける施設整備費の補助金の交付を受けている場合、「有・無」の該当に○をし、その具体的内容を記入する。 (例) 平成〇〇年度 「共同生活援助 〇〇ホーム」 障害者通所施設等整備費補助金 21,875千円 平成〇〇年度 「多機能型通所 〇〇作業所」 障害者（児）施設整備費補助金 160,000千円

2 事業計画

■ 2-2 登記事項証明書（土地・建物）

- ・当該整備に係る土地及び建物の登記事項証明書を添付する。
- ・証明書上、「所有権以外の権利に関する事項に」において、抵当権・根抵当権設定がされている場合は認められないので注意する。

※抵当権・根抵当権が設定されている場合には、原則として協議書類提出までに、遅くとも審査会までに抹消する。

■ 2-3 売買・寄付・賃貸借契約（確約）書（土地・建物）

- ・ 売買済の場合、協議書類提出までに、登記しておく。

《土地売買契約確約書の例》

土地売買確約書			
社会福祉法人〇〇〇会が〇〇年度に下記2の障害福祉施設建設計画について、〇〇年度障害者通所施設等整備費補助事業として決定された場合、下記3の土地について貴法人と売買契約を締結することを確約いたします。			
		年	月 日
住所 氏名(所有者)		実印	
社会福祉法人〇〇〇会 理事長	殿	整備用地確保の見込みを確認します。 別途抵当権・根抵当権の設定がないことも確認しておいてください。	
記			
1 土地売買予定価格	円		
2 障害福祉施設建設計画	・ 共同生活援助(定員 人) ・ 短期入所(定員 人)		
	〇〇造り 地上〇階建 地下〇階 延べ床面積	m ²	
3 売買予定地	〇〇〇区(市町村)〇〇町〇丁目〇番〇号 実測面積 m ² 登記簿上面積 筆 m ²		

土地賃貸借契約確約書

社会福祉法人〇〇〇会が〇〇年度に下記4の障害福祉施設建設計画について、〇〇年度障害者通所施設等整備費補助事業として決定された場合、下記5の土地について貴法人と土地賃貸借契約を締結することを確約いたします。

整備用地確保の見込みを確認します。
別途抵当権・根抵当権の設定がないことも確認しておいてください。

年 月 日

住所
氏名(所有者)

実印

社会福祉法人〇〇〇会
理事長

殿

普通借地権(30年以上)
一般定期借地権(50年以上):
建物譲渡特約付借地権(30年以上)
事業用定期借地権(10年以上50年未満)※
※グループホームは事業用定期借地権は不可。

記

1 借地権の種類

一般定期借地権

2 契約期間

〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日まで(年間)

3 賃料

(1)前払賃料

円

(2)月額賃料

円

4 障害福祉施設建設計画

・ 共同生活援助(定員 人)

・ 短期入所(定員 人)

〇〇造り 地上〇階建 地下〇階
延べ床面積 m^2

5 賃貸借予定地

〇〇〇区(市町村)〇〇町〇丁目〇番〇号
実測面積 m^2
登記簿上面積 筆 m^2

建物賃貸借契約確約書

社会福祉法人〇〇〇会が〇〇年度に下記2の障害福祉施設建設計画について、〇〇年度障害者通所施設等整備費補助事業として決定された場合、下記4の建物について貴法人と賃貸借契約を締結することを確約いたします。

年 月 日

住所
氏名(所有者)

整備建物確保の見込みを確認します。別途
抵当権・根抵当権の設定がないこと(土地も
含む)も確認しておいてください。

社会福祉法人〇〇〇会
理事長

殿

事業開始後10年以上の賃貸借期間を確保し
てください。

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 賃料 | 月額 | 円 |
| 2 契約期間 | 〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日まで(年間) | |
| 3 障害福祉施設建設計画 | ・ 共同生活援助(定員 人)
・ 短期入所(定員 人) | |
| 4 賃貸借建物 | 〇〇〇区(市町村)〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇造り 地上〇階建 地下〇階
延床面積 m ² | |

■ 2-4 既存建物の検査済証

- 既存建物を改修する場合は違法建築物でないかの確認のため、その建物の建築時の「建築確認通知書」・「検査済証」を添付する。
- 上記書類を紛失している場合は、台帳記載事項証明書（特定行政庁にの発行を申請する。）を添付する。
- 既存建物で検査済証の交付を受けていない場合は建築主管部署と連携のうえ以下のいずれかの書類を添付する。
 - ① 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - ② 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - ③ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書

■ 2-5 耐震化に関する調査票

- ・昭和56年6月1日以前に建築確認を行った建物は旧耐震基準に基づいているため、耐震性の確認が必要となる。既存物件を改修する場合は、耐震化に関する調査票を作成し、耐震性を確認する。

別紙2

耐震化に関する調査票

既存建物を改修して事業所を開設する場合は、本調査票を提出してください。

法人名称	1-1と同じ施設名を記載する。 (すでにグループホームを開設 していて、今回の補助協議が ユニット増の案件である場合、 「ユニット名」の欄に記載する こと)	事業所番号	
法人所在地		事業所名称	
担当者		ユニット名 (共同生活援助の場合)	
電話番号		対象建物住所(※)	

※本調査票は、建物ごとに提出していただくものです。複数の建物がある場合(共同生活援助事業におけるサテライト住居など)は、建物ごとに調査票を作成してください。

戸建ての場合は記載不要

① 施設種別・建物名称について(棟名がない場合は、便宜上「A棟」などの呼称で区分してください。)	施設種別(選択)	建物名称(棟名やマンション・アパート名等)
② 併設施設(ユニット)について(同一建物内に他の社会福祉施設が併設されている場合や、複数のサービス(ユニット)を提供している場合は御記入ください。)	施設種別(選択)	施設(又はユニット)名 該当する事業を選択する。 該当がない場合、「その他」を選択する。
※書ききれない場合は、裏面欄外に御記入ください。		
③ 建物について(A~Gについて御回答ください)	A 施設設置者の公私区分(公立には、公設民営を含む)	公立 ・ 私立
	B 建物の構造	1. 木造 2. 鉄筋コンクリート構造(RC) 3. 鉄骨構造(S) 4. 鉄骨鉄筋コンクリート構造(SRC) 5. その他()
	C 建物の自己所有・賃貸の別(無償貸与物件は賃貸)	自己所有 ・ 賃貸
	D 建物の階数 (ビル室等使用の場合は、当該建物総階数)	階建
	E 建物の延べ床面積(ビル室等使用の場合は、上段に事業所面積、下段に建物総面積)	事業所面積 m ² 建物総面積 m ²
	F 増改築の有無	有(年 月) ・ 無
	G 建物が竣工(完成)した年 ※昭和56年6月1日以降に建築確認を行なった建物は、現在の耐震基準に適合しています。	昭和・平成 年 月 ↳昭和57年1月1日以降 → 終了

昭和56年5月31日以前に建築確認を行った建物については、補助協議事前に耐震診断を行う。

現在の耐震基準に適合していない建物の場合

階ごとのIw値(木造)・Is値(非木造)を記載する。

④ 耐震診断の実施状況等について(A・Bのいずれか1箇所について○をつけてください) ※Iw値(木造)・Is値(非木造)は、階ごと等複数算出されている場合、全ての値を記載してください。	耐震診断実施年月: 平成 年 月	Iw値・Is値
	A 耐震診断の結果、耐震化は不要 (全ての階において、木造Iw値1.1以上、非木造Is値0.7以上)	→ 終了
	B 耐震診断の結果、耐震化が必要 (いずれかの階で、木造Iw値が1.1未満又は非木造Is値0.7未満)	
	↳ 今回改修において、耐震化工事を実施 (全ての階において、木造Iw値1.1以上、非木造Is値0.7以上)	→ 終了

■ 2-6 地域住民説明状況

- 障害福祉サービスの施設整備を行うにあたり、近隣等地域住民への説明状況について添付する。（個別訪問した記録や配布したチラシ、説明会等を行った場合の説明資料や議事録等、説明の状況がわかるもの）
- 地域住民への説明については、説明方法や範囲について地元区市町村に相談のうえ実施すること。

■ 2-7 区市町村の意見書

(参考様式)

意 見 書

1 整備計画の概要

法人名 施設等の名称 計画地 計画内容	(事業種別) (工事区分) 創設・改築・改修・安全対策・消防・重度化・防犯・設備整備 (定員) 現在 名 増加 名 合計 名
------------------------------	--

2 整備計画に対する意見等

整備の必要性	区市町村において策定している障害福祉計画等を踏まえた記載を依頼してください。 「重度化等対応設備」の補助を受ける場合は、区市町村でのニーズ等に鑑み、重度化、高齢化、地域移行、医療的ケアを含む利用者を受入れる施設である見込みがある施設であることの確認を区市町村より受けてください。
法人・事業所の適格性	
事業内容(資金計画・事業の継続性)	
立地の妥当性・地域の状況	
併設サービスについて(該当する場合)	
《意見欄》	

東京都知事 殿

区市町村長名の意見書(押印必須)であること。

〇〇 年 月 日

〇〇区(市町村)長 〇〇〇〇 印

3 図面関係書類

■ 3-5 部屋別面積表

複数のユニット・事業を行う場合、共有部分は、各ユニット・事業の専有面積割合で按分する。

(参考様式)

部屋別面積表(延床面積)

○施設種別名○

① ユニット1	② ユニット2
③ 相談支援(対象外)	④

○スペース別面積○

単位:㎡

利用区分	スペース名	共用部分面積	按分方法	①	②	③	④	
1階	共用	エントランス・廊下	18.00 全体の按分					
		階段	1.90 全体の按分					
		EV	2.60 全体の按分					
		倉庫	3.40 全体の按分					
	①専用	居室①			9.00			
		居室②			9.00			
		居室③			9.00			
		居室④			9.00			
		リビングダイニング			14.00			
		トイレ			9.00			
浴室・脱衣室			10.10					
倉庫			3.40					
1階面積計		25.90	—	72.50	0.00	0.00	0.00	
2階	共用	階段	3.70 全体の按分					
		廊下	13.00 全体の按分					
		EV	2.60 全体の按分					
		世話人室	9.00 ①、②の按分					
	②専用	居室⑤				9.00		
		居室⑥				9.00		
		居室⑦				9.00		
		居室⑧				9.00		
		リビングダイニング				14.00		
		トイレ				4.00		
浴室・脱衣室				10.10				
2階面積計		28.30	—	0.00	64.10	0.00	0.00	
3階	共用	階段	1.90 全体の按分					
		廊下	5.00 全体の按分					
		EV	2.60 全体の按分					
	③専用	多目的スペース					15.00	
	3階面積計		9.50	—	0.00	0.00	15.00	0.00
延床面積計		63.70	—	72.50	64.10	15.00	0.00	

○共用部分面積分類○

専用面積の按分比 $72.50 \div 151.6(72.50+64.10+15.00)$

按分方法	共用部分面積	① 専用面積 72.50	② 専用面積 64.10	③ 専用面積 15.00	④ 専用面積 0.00		
全体の按分	54.70	47.823%	26.16	42.282%	23.13	9.894%	5.41
①、②の按分	9.00	53.075%	4.78	46.925%	4.22		
共用部分面積計	63.70㎡	30.94㎡	27.35㎡	5.41㎡	0.00㎡		

○施設種別別面積○

共用面積 × 按分比 $54.70㎡ \times 47.823\%$

施設種別別面積合計 (専用部分面積) + (共用部分面積)	総合計 (①~④)	①	②	③	④
	215.30㎡	103.44㎡	91.45㎡	20.41㎡	0.00㎡

○施設種別

複数事業を行う場合や、補助対象外部分(住込用居室など)がある場合は、番号を分けること。

○スペース別面積

事業ごとの専用部分については「専用部分面積」に記入すること。(単一事業の場合も専用部分に)共用部分については、「共用部分面積」に記入の上、「按分方法」に、どの事業で共用するか記入すること。

スペース名が足りない場合は行を適宜追加すること。

○共用部分面積分類

事業ごとの専用面積の按分比率を計算し、共用面積に掛けること。(按分比率は四捨五入しないこと)

行が足りない場合は、適宜追加すること。

○施設種別別面積

原則として、ここで算出された面積で、事業費を按分して補助額を算出すること。

■ 3-6 工程表

- ・2カ年に跨る工事となる場合、特に初年度の施工期間が短期間である場合は予定された出来高が達成されなくなることを防ぐため、余裕を持った設定とすること。

(参考様式)

●●年10月に着工し、△△年5月に完了する場合
(進捗率80%:20%)

工事種別	●●年度(80%)												△△年度(20%)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
外構・仕上り工事																								
屋上等仕上り工事																								
空調設備工事																								
給排水設備工事																								
電気工事																								
内装仕上り工事																								
建築工事																								
基礎工事																								
基本設計・実施設計・工事監理																								
合 計	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	10%	10%	15%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

工事・設計関係

工事種別

外構・仕上り工事

屋上等仕上り工事

空調設備工事

給排水設備工事

電気工事

内装仕上り工事

建築工事

基礎工事

基本設計・実施設計・工事監理

合 計

工事種別

外構・仕上り工事

屋上等仕上り工事

空調設備工事

給排水設備工事

電気工事

内装仕上り工事

建築工事

基礎工事

基本設計・実施設計・工事監理

合 計

工事種別

外構・仕上り工事

屋上等仕上り工事

空調設備工事

給排水設備工事

電気工事

内装仕上り工事

建築工事

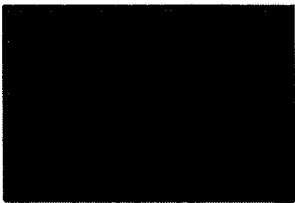
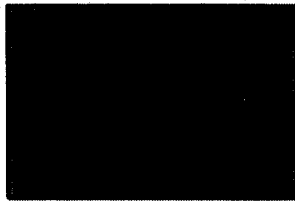
基礎工事

基本設計・実施設計・工事監理

合 計

■ 3-7 現況写真

- 現況の状況が分かるよう、必要数の写真を貼付し、場所を明記すること。
- 既存建物については、特に各部屋等の状況が分かるように貼付すること。

4 施設整備補助金計算関係書類

■ 4-2 設計業務等見積書又は設計業務等委託契約書の写し

- 基本設計・実施設計・監理業務の内訳のある見積書とすること。
- 補助対象となるものは内示以降の契約（業務）であり、内示前に行う基本設計等の業務については補助対象とならないので、別契約とすること。
- 基本設計等を含めて内示以降に契約する場合であっても、業務開始期間が内示前である場合は補助対象外とするので、注意すること。
- 基本設計の契約を既に締結している場合は契約書の写しを提出すること。

■ 4-3 諸経費・消費税振り分け

- ・見積書の各費目の金額比で諸経費と消費税を按分する。
- ・端数処理により総合計の欄で見積金額と一致しない場合は、補助対象外経費で調整する。

諸経費・消費税振り分け					(参考様式)		
					単位:円		
		諸経費	4,000,000	消費税	5,360,000		
見積書の諸経費の金額を記入する。							
区分	費目	総事業費 金 額	諸経費	消費税(8%)			
補助対象経費	施設整備費	建築工事費	24,000,000	2,857,143	3,828,571	ここで算出した金額を、4-4「工事種別等内訳」に記入する。	
		給排水設備工事費	4,000,000				
		電気設備工事費	6,000,000				
		空調設備工事費	1,000,000				
		その他工事費	10,000,000				
		小 計(A)	45,000,000				
	消防設備	消防設備工事費	5,000,000	317,460	425,397	消防設備、重度化等設備、防犯設備の加算がつかない場合、それぞれの工事費は、「施設整備費欄」に金額を記載する。	
		小 計(B)	5,000,000				
	重度化等設備	重度化等設備工事費	9,000,000	571,429	765,714		
		小 計(C)	9,000,000				
防犯設備	防犯設備工事費	1,000,000	63,492	85,079			
	小 計(D)	1,000,000					
合計(E=A+B+C+D)		60,000,000	3,809,524	5,104,761			
補助対象外経費	施設整備費	外構工事費	2,000,000	190,476	255,239		見積金額の合計と一致させる。 端数が合わない場合は、補助対象外の諸経費・消費税で調整する。
		その他工事費	1,000,000				
		小 計(F)	3,000,000				
	消防設備	消防設備工事費	0	0	0		
		小 計(G)	0				
	重度化等設備	重度化等設備工事費	0	0	0		
		小 計(H)	0				
	防犯設備	防犯設備工事費	0	0	0		
		小 計(I)	0				
補助対象外経費 合計(J=F+G+H+I)		3,000,000	190,476	255,239	総事業費		
総合計(K=E+J)		63,000,000	4,000,000	5,360,000	72,360,000		

■ 4-4 工事種別等内訳書

- ・(A) から (E)、(H) から (K) の諸経費・消費税は4-3「諸経費・消費税振り分け」にて算出した額を使用する。
- ・設備整備がある場合は、補助対象経費・補助対象外経費を分けて (F) 及び (M) 欄に入力する。

(参考様式)

工事種別等内訳				
区分	費目	総事業費 金 額	備考	
補助対象経費	建築工事費	24,000,000	当該シートでは、補助対象経費と補助対象外経費を確認します。備考欄には、見積書にある各工事費等のうち、何の経費で、いくらを補助対象外としたか、記載してください。	
	給排水設備工事費	4,000,000		
	電気設備工事費	6,000,000		
	空調設備工事費	1,000,000		エアコン12台(1,000,000円)対象外
	その他工事費	10,000,000		
	諸経費	2,857,143	諸経費が補助対象と補助対象外の全体にかかっている場合は、諸経費を各事業費の比率で按分する。	
	消費税	4,785,714		
	小計(A)	52,642,857		
	消防設備工事費	5,000,000		
	諸経費	317,460		
	消費税	531,746		
	小計(B)	5,849,206		
	重度化等設備工事費	9,000,000		
	諸経費	571,429		
	消費税	957,143		
	小計(C)	10,528,572		
	防犯設備工事費	1,000,000		
	諸経費	83,492		
	消費税	106,349		
	小計(D)	1,189,841		
設計・監理料(E)	1,800,000	実施設計・施工監理		
〇〇等(F)	2,400,000	送料(2,000円)対象外		
補助対象経費 合計 (G=A+B+C+D+E+F)		74,190,476		
補助対象外経費	外構工事費	2,000,000		
	その他工事費	1,000,000	エアコン12台(1,000,000円)	
	諸経費	190,476		
	消費税	319,048		
	小計(H)	3,509,524		
	消防設備工事費	0		
	諸経費	0		
	消費税	0		
	小計(I)	0		
	重度化等設備工事費	0		
	諸経費	0		
	消費税	0		
	小計(J)	0		
	防犯設備工事費	0	内示前に契約した設計契約、工事請負契約や物品購入は補助対象になりません。	
	諸経費	0		
	消費税	0		
	小計(K)	0		
	設計・監理料(L)	400,000	基本設計	
	〇〇等(M)	2,000	送料(2,000円)	
	補助対象外経費 合計 (N=H+I+J+K+L+M)		3,911,524	
総合計(O=G+N)		78,102,000		
施設整備	58,152,381			
対象経費	54,242,857			
消防設備	5,849,206			
対象経費	5,849,206			
重度化等設備	10,528,572	面積・事業費按分表の数字と一致するか、確認する。		
対象経費	10,528,572			
防犯設備	1,189,841			
対象経費	1,189,841			
設備整備	2,402,000			
対象経費	2,400,000			
総事業費	78,102,000			
対象経費	74,190,476			

ここで算出された金額は4-5
「面積事業費按分表」で使用

■ 4-5 面積事業費按分表

- ・ 3-5「部屋別面積表」にて算出された施設種別の面積、4-4「工事種別内訳書」にて算出された各補助項目別の事業費、3-6「工程表」の年度別の工事出来高(%)を入力する。
- ・ 色の付いたセルにだけ、入力すること。面積別と年度別に、自動的に按分計算される。
- ・ 4-6「算出内訳確認用シート」の数値も自動的に入力されるのでExcelのワークシート名は変えないこと。

面積・事業費按分表

施設種別 採掘生活援助

※ 原則として
のセルにのみ入力すること。

施設名
(仮称)東京ホーム

区分		全体	100.00%		元年度		80.00%		2年度		20.00%	
			本体	面積	ユニット1	ユニット2	相談支援	計	ユニット1	ユニット2	相談支援	計
施設整備	本体	215.30㎡	103.44㎡	91.45㎡	103.44㎡	91.45㎡	20.41㎡	103.44㎡	91.45㎡	20.41㎡	215.30㎡	20.41㎡
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	581,523,381	27,939,072	24,700,582	5,512,227	22,351,258	19,760,466	4,410,182	22,351,258	19,760,466	4,410,182	11,630,475
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	5,849,206	2,810,227	2,484,486	554,493	2,248,182	1,987,589	443,594	2,248,182	1,987,589	443,594	1,169,841
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	10,528,572	5,058,409	4,472,076	998,087	4,046,727	3,577,661	798,470	4,046,727	3,577,661	798,470	2,105,714
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	15,169,841	5,058,409	4,472,076	998,087	4,046,727	3,577,661	798,470	4,046,727	3,577,661	798,470	2,105,714
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	15,169,841	5,058,409	4,472,076	998,087	4,046,727	3,577,661	798,470	4,046,727	3,577,661	798,470	2,105,714
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	2,402,000	1,201,000	1,201,000								
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	2,400,000	1,200,000	1,200,000								
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	78,102,000	37,570,753	33,355,041	7,176,206	29,095,803	25,723,234	5,740,965	29,095,803	25,723,234	5,740,965	17,541,998
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796
施設整備	本体	74,190,476	35,691,439	31,693,446	6,805,591	57,432,382	27,593,151	5,444,473	57,432,382	27,593,151	5,444,473	16,758,094
	面積	%	0.48044589	0.42475615	0.09479796	0.42475615	0.09479796	0.48044589	0.42475615	0.09479796	1.00000000	0.09479796

色の付いたセルにだけ、入力してください。面積別と年度別に、自動的に按分計算されます。また、当該シートに入力すると、4-6「算出内訳確認用シート」の数値も自動的に入力されます。(シートの名前を変えないでください。)

その後、「算出内訳確認用シート」の、「寄付金その他の収入額」(補助事業費)を入力すると、ユニット別、年度別の補助費が自動計算されます。

統計、横計が含まれているか、必ず確認してください。

■ 4-6 算出内訳確認用シート

- ・施設種別ごとに作成する。(2ユニットあるグループホームはユニットごとに作成する。)
- ・4-5「面積事業費按分表」で自動計算された結果がA欄・B欄に反映される。
- ・色の付いたセル(「寄付金その他収入額」と「補助基準額」)を入力すると、ユニット別、年度別の補助額が自動計算される。

算出内訳確認用シート(補助率7/8)					施設の種類		(仮称)東京ホーム(ユニット1)	
施設種別	区分 (創設等の別)	総事業費	対象経費の実 支出(予定)額	寄付金その他 の収入額	差 引 額 (B-C)	補助要綱別表 2に定める補助 基準額	都補助金 額 (D>E→E) (D≤E→D)	都補助金 額 (F×補助率)
80%	施設整備 (創設)	22,351,258	20,848,606	0	2,502,652	18,800,000	18,800,000	16,450,000
	施設整備 (消防設備)	2,248,182	2,248,182	0	0	2,248,182	2,248,182	1,967,000
	施設整備 (重度化等設備)	4,046,727	4,046,727	0	0	4,046,727	4,046,727	3,540,000
	施設整備 (防犯設備)	449,636	449,636	0	0	449,636	449,636	350,000
	設備整備	0	0	0	0	0	0	0
	合計	29,095,803	27,593,151	0	0	25,494,909	25,494,909	22,307,000
20%	施設整備 (創設)	5,587,814	5,212,152	0	375,662	4,700,000	4,700,000	4,112,000
	施設整備 (消防設備)	562,045	562,045	0	0	562,045	562,045	491,000
	施設整備 (重度化等設備)	1,011,682	1,011,682	0	0	900,000	900,000	0
	施設整備 (防犯設備)	112,409	112,409	0	0	0	0	0
	設備整備	1,201,000	1,200,000	0	0	0	0	0
	合計	8,474,950	8,098,288	0	0	562,045	562,045	0
100%	施設整備 (創設)	27,939,072	26,060,758	0	26,060,758	23,500,000	23,500,000	20,562,000
	施設整備 (消防設備)	2,810,227	2,810,227	0	2,810,227	4,500,000	2,810,227	2,458,000
	施設整備 (重度化等設備)	5,058,409	5,058,409	0	5,058,409	6,000,000	5,058,409	4,425,000
	施設整備 (防犯設備)	562,045	562,045	0	562,045	500,000	500,000	437,000
	設備整備	1,201,000	1,200,000	0	1,200,000	1,000,000	1,000,000	875,000
	合計	37,570,753	35,500,000	0	35,500,000	32,868,636	32,868,636	28,757,000

都補助金所要額(G欄)は、補助率7/8で計算されます。民間企業等については適用する補助率で計算して入力下さい(千円未満切り捨て)

整備のために収入した、寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く)の金額を記入して下さい。

色の付いたセル(「寄付金その他収入額」と「補助基準額」)を入力すると、ユニット別、年度別の補助額が自動計算されます。4-7「整備費協議額算出内訳」には、合計(初年度+次年度)の数字を書き写して下さい。

補助要綱別表2に記載してある補助基準額を記入して下さい。

■ 4-7 整備費協議額算出内訳

- ・ 4-6「算出内訳確認用シート」で算出された結果を書き写す。
- ・ 事業種別（ユニット）・年度ごとに作成する。

例 グループホーム2ユニット・ショートステイを2か年度で整備する場合

○施設種別 共同生活援助

- ・ ユニット1 （初年度・次年度・合計）の3枚
- ・ ユニット2 （初年度・次年度・合計）の3枚
- ・ グループホーム合計 （初年度・次年度・合計）の3枚

○施設種別 短期入所

- ・ ショートステイ（初年度・次年度・合計）の3枚

別紙3

1-1と同じ施設種別を記載する。

整備費協議額算出内訳

共同生活援助

施設の種類

(仮称)東京ホーム・・・元年度 ユニット1

区分	総事業費	対象経費の実 支出(予定)額	寄付金その他 の収入額	差引額 (B - C)	補助要綱別表 2に定める補 助基準額	都補助金 額 (D>E→E) (D≤E→D)	都補助金 所要額 (F×補助率)
	A	B	C	D	E	F	G
	円	円	円	円	円	円	円
A欄とB欄は事業費按分 表で算出された金額を記 入する。							
施設整備 (創設)	22,351,258	20,848,606	0	20,848,606	18,700	100	16,450,000
施設整備 (消防設備)	2,248,182	2,248,182	0	2,248,182	3,000	82	1,967,000
施設整備 (重度化等設備)		16,727	0	4,046,727	4,000	27	3,540,000
施設整備 (防犯設備)		9,636	0	449,636		00	350,000
設備整備	0	0	0	0		0	0
合計	29,095,803	27,593,151	0	27,593,151	27,600,000	25,494,909	22,307,000

F欄の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨て)を記載する。
※新設又は定員増の場合は補助率7/8で計算。

()内には、「創設」「改築」「改修」「安全対策」「大規模修繕」を記載する。

2か年工事の場合の1か年目は「0」円としてください。

事業費を計上すること。

その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金)

3 F欄は、D欄とE欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。

4 G欄は、本則5に定める補助率により算定した額を記入する。ただし、附則6を適用し、補助金所収

附則6の(2)に定める補助率により算定した額を加算する。

G欄は、1,000円未満を切り捨てる。

5 本則2の(2)により整備を行う場合は、別表2の備考により算出し、E欄に記入する。

G欄は、F欄の額を記入する。

4-6「算出内訳確認用シート」で算出された合計の金額を書き写して、ユニット・事業ごとに作成してください。
2か年事業にまたがる場合は、年度ごとに作成してください。

縦横の計算に誤りがないか必ず確認してください。

5 法人情報関係書類

■ 5-1 法人概要・沿革・法人設立趣意書等

- ・運営する法人の概要及び沿革についての資料（パンフレット可）
- ・新設法人については、法人設立趣意書を作成すること。

■ 5-2 法人の定款・寄付行為等

- ・原本証明を行うこと。

■ 5-3 法人登記簿謄本

- ・提出日より3か月以内に発行された原本であること。

※主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後デイサービスの整備の場合は以下の様式を提出すること。

(表)	(参考様式)
児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	
年 月 日	
東京都知事 殿	
申請者	所在地
代表者	名 称
	住 所
	氏 名
印	
当法人(裏面に記載する役員等を含む。)は、下記に掲げる児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。	
記	
【児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定】(一部要約)	
1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。	
2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の18第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。	
3 申請者が、第21条の5の18第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。	
4 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	
5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(※)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	
(※)障害者自立支援法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法	
5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	
(※)労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律	
6 申請者が、第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。	
7 申請者と密接な関係を有する者が、第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。	
8 (削除)	
9 申請者が、第21条の5の23第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。	
10 申請者が、第21条の5の21第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。	
11 第9号に規定する期間内に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人の役員等又は当該届出に係る法人でない者の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。	
12 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	
13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。	
14 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。	
*必ず表裏を両面印刷により使用してください。	

■ 5-8 誓約書

別紙5

誓 約 書

東京都知事 殿

東京都障害者通所施設等整備費補助要綱6の規定に基づく補助金等の交付の協議を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び脱税その他不正の目的で障害福祉サービス事業等を経営しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、補助条件10(2)の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助条件11(1)の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

法人所在地

法人名

代表者名

印

■ 5-9 印鑑登録証明書

- ・提出日より3か月以内に発行された原本であること。

6 資金調達関係書類

■ 6-2 残高証明書

- ・新設法人以外は必ず添付すること（法人自己資金の確認のため）。
- ・金融機関から発行を受けた預金の残高証明書原本であること。
- ・第1期協議の場合は、2019年4月1日現在の残高証明であること。
- ・第2期協議の場合は、2019年8月1日現在の残高証明であること。

■ 6-3 寄付確約書

- ・施設整備、運営費、償還金等において補助を受ける場合は添付すること。
- ・社会福祉法人以外は当該整備を目的として寄付を受けた場合、補助対象経費から控除される場合がある。（4-6「算出内訳確認用シート」）
- ・この確約書に記載している金額が贈与されることを前提に審査するので、贈与が確実な場合に作成すること。
- ・贈与が不明確な場合は作成しないこと。法人自己資金等で対応する前提で審査を行う。

■ 6－4 区市町村補助予定通知（確約書）

- ・施設整備、運営費、償還金等において補助を受ける場合は添付すること。
- ・この確約書に記載している金額が補助されることを前提に審査するので、補助が確実な場合に添付すること。
- ・補助額が未定な場合は不要。原則、法人自己資金等で対応する前提で審査を行う。

■ 6－5 借入金償還計画

- ・借入金がある場合に作成する。
- ・年数が長期間になる場合は、行数を増やして返済が完了する年度まで記載する。

別紙7

借入金償還計画

今回の整備にあたって借入する償還計画を記載する。

借入の相手方

金融機関・支店名等借入の相手方を記載する。
(借入先が複数ある場合は、借入先ごとの借入金償還計画を提出すること)

各年次における「償還額」及び「充当財源別金額」の合計欄を一致させる。

年次	償還額			充当財源別金額		
	元金	利息	合計	自立支援給付費		合計
29	750,000	40,092	790,092	790,092		790,092
30			92	790,092		790,092
31			92	790,092		790,092
32	750,000	40,092	790,092	790,092		790,092
33	750,000	40,092	790,092	790,092		790,092
34	750,000	40,092	790,092	790,092		790,092
35	750,000					790,092
36	750,000	40,092	790,092			
計	6,000,000	320,736	6,320,736	6,320,736		6,320,736

償還に当てる財源(「家賃」や「自立支援給付費」等)を記載する。
※グループホームの場合、家賃については、極力低価格に設定してください。また、家賃で償還する場合は、必要以上に借入期間を短くし、その分家賃に転嫁することがないようにしてください。

縦横の計算に誤りがないか必ず確認してください。

借入先から借りる額(総額)と等しくなるよう記載する。

借入先に返す額(総額)と等しくなるよう記載する。

上記のとおりと相違ないことを確認します。

〇〇 年 月 日

法 人 名

代表者職氏名

印

- ・他施設の整備による借入も含めて、既存借入金すべての償還計画を提出する。

○ペーシ／○ペーシ

既存借入金すべての償還計画を提出する。

金融機関・支店名等借入の相手方を記載する。

(単位:円)

返済 年数	東京都銀行				東京都銀行				東京都銀行				合 計
	(仮)東京ホー				(仮)東京ホー				(仮)東京ホー				
	補助協議申請時点における借入残額 (利息も同様。)を記載する。				東京ホー(ユニット2)施設整備				東京ホー(相談支援)施設整備				
借入金額	2,000 千円	利息	107 千円	2,000 千円	利息	107 千円	2,000 千円	利息	107 千円	2,000 千円	利息	107 千円	6321 千円
借入期間	8年間				8年間				8年間				
返済 年次	返済額 A (a+b)		返済財源		返済額 B (c+d)		返済財源		返済額 C (e+f)		返済財源		返済補計 (A+B+C)
1	2019	263,364	元金 a 250,000	利息 b 13,364	給付費	263,364	元金 c 250,000	利息 d 13,364	263,364	元金 e 250,000	利息 f 13,364	263,364	790,092
2	2020	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	790,092
3	2021	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	790,092
4	2022	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	790,092
5	2023	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	790,092
6	2024	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	790,092
7	2025	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	13,364	263,364	250,000	790,092
8	2026	263,364	250,000	13,364	263,364	263,364	263,364	263,364	263,364	263,364	263,364	263,364	790,092
9		補助協議申請時点から記載する。				0				0			0
10		0				0				0			0
11		0				0				0			0
12		0				0				0			0
13		0				0				0			0
14		0				0				0			0
15		0				0				0			0
16		0				0				0			0
17		0				0				0			0
18		0				0				0			0
19		0				0				0			0
20		0				0				0			0
21		0				0				0			0
22		0				0				0			0
23		0				0				0			0
24		0				0				0			0
25		0				0				0			0
合計		2,106,912	2,000,000	106,912	2,106,912	2,000,000	106,912	2,000,000	106,912	2,106,912	2,000,000	106,912	6,320,736

※必要に応じて行の追加・削除等をしてください。

■ 6-7 収支シミュレーション

- ・施設整備費用は含めない。
- ・1年目から12ヶ月単位で作成すること
- ・千円単位で計上すること（千円未満は四捨五入）
- ・1年目の年間事業費（支出計 B）の2/12以上の運営資金が確保されていること
（障害福祉サービス事業の場合、利用者当該サービスを提供してから2ヵ月後に給付費収入が入るため）
- ・「当期収支差額 C」が黒字になっていること（1年目を除く。）

別紙9

1-1と同じ施設名を記載する。

収支シミュレーション

施設等の名称：(仮)東京ホーム(ユニット1)

施設等の種別：共同生活援助

(定員 6名)

1-1と同じ施設種別を記載する。

項 目	(単位：千円)											
	1年目 4月～3月	2年目 4月～3月	3年目 4月～3月	4年目 4月～3月	5年目 4月～3月	6年目 4月～3月	7年目 4月～3月	8年目 4月～3月	9年目 4月～3月	10年目 4月～3月	備 考	
稼働率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
【収 入】												
給付費等	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	国民運送料、参加費等	
利用者負担金収入	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	家賃(GHのみ)、食費、光熱水費、日用品費等	
その他												
収 入 計 A	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	必要に応じて備考欄を書き換えてください。(記載例はグループホームについて記載しております。)	
【支 出】												
人件費	13,000	13,000	13,000	13,300	13,300	13,300	13,300	13,500	13,500	13,500		
事務費	1,200	800	800	800	800	800	800	800	800	1,700	修繕費、事務費等、大規模修繕費	
事業費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	賃借料、食費、光熱水費、日用品費等	
借入金償還(元金・利息)	263	263	263	263	263	263	263	263	263	263		
その他												
2ヵ月分の運営費 19,463千円 × 2/12 = 3,244千円												
支 出 計 B	19,463	19,063	19,063	19,363	19,363	19,363	19,363	19,563	19,563	20,463		
当期活動収支差額 C=A-B	1,037	1,437	1,437	1,137	1,137	1,137	1,137	937	937	37		
前年度繰越 D	0	1,037	2,474	3,911	5,048	6,185	7,322	8,459	9,396	10,333		
翌年度繰越金 E=C+D	1,037	2,474	3,911	5,048	6,185	7,322	8,459	9,396	10,333	10,370		

【注 意】・施設整備費用は含めない。

・1年目から12ヶ月単位で作成すること

・千円単位で計上すること(千円未満は四捨五入)

・1年目の年間事業費(支出計 B)の2/12以上の運営資金が確保されていること
(障害福祉サービス事業の場合、利用者当該サービスを提供してから2ヵ月後に給付費収入が入るため)

・「当期収支差額 C」が黒字になっていること(1年目を除く。)

■収入・支出計算シート（大規模修繕を除くグループホーム及びショートステイの整備の場合）

- ・収支シミュレーションの根拠となる。
- ・グループホームとショートステイでそれぞれの様式を使用すること。
- ・グループホームとショートステイの両方を整備する場合には合算のシート（次ページ参照）を作成すること

共同生活援助【参考例】 ※これらの資料はあくまで記入例です。資料作成の際は、法人内で十分に検討したうえで作成してください。

収入		年	月
介護給付費収入	国保連・都加算請求	¥2,862,000	¥34,344,000
利用者負担金収入	実費額徴収	¥577,500	¥6,930,000
収入計		¥3,439,500	¥41,274,000

介護給付費収入の根拠資料も添付すること。【例：報酬概算シート】

定員数 7

一月当たりに要する利用者1人分の負担金詳細

家賃	月	家賃設定 根拠資料参照
	¥38,000	

食費 【月単位】	単価	回数	小計
朝	¥300	31	¥9,300
昼	¥400	9	¥3,600
夜	¥600	31	¥18,600
総額			¥31,500

人件費の根拠資料も添付すること。【例：職員配置状況確認表、並びにそれに基いて法人で作成した人件費算出表】

年(12か月)	月	年(12か月)
合計	¥0	¥0
職員給与等	¥0	¥0
合計	¥316,500	¥3,798,000
給食費(食費相当額)	¥220,500	¥2,646,000
水道光熱費(実費相当額)	¥63,000	¥756,000
日用品費(実費相当額)	¥28,000	¥336,000
修繕費(日々の修繕費用)	¥5,000	¥60,000
合計	¥198,550	¥2,382,600
旅費交通費	¥96,250	¥1,155,000
事務消耗品費	¥4,300	¥51,600
通信運搬費	¥13,000	¥156,000
雑費	¥85,000	¥1,020,000
合計	¥0	¥0
合計	¥0	¥0
合計	¥515,050	¥6,180,600

左事務費支出項目についてはあくまで参考例。事務費支出項目については、法人内での事務費(新設法人の場合は、法人内で想定している事務費)に合わせ項目を作成し、項目欄が足りなければ、欄を書き足すこと。

日用品費	総額
	¥4,000

水道	電気	ガス	水道	合計
光熱費	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥9,000

利用者負担金単価 ¥82,500

■収入・支出計算シート作成要領

- ・黄色欄のみ記入してください。
- ・収入・支出計算シートの提出と共に、それぞれの項目の根拠資料の提出もお願いします

【例：介護給付費収入の根拠資料⇒報酬概算シート、人件費⇒職員配置状況確認調査票及びそれに基づく人件費算出表】

- ・共同生活援助・短期入所事業所併設の場合には、各事業毎及び合算版の収入・支出計算シートを作成してください。
- ・事務費の項目については、法人内での事務費(新設法人の場合は、法人内で想定している事務費)に合わせ項目を作成し、項目欄が足りなければ、欄を書き足してください。
- ・各根拠資料と収入・支出計算シートとで整合が取れているか必ず確認してください。
- ・追加で東京都より根拠資料の提出を求められる事もあります。その際は、根拠資料提出のご協力をお願いします。

(共同生活援助・短期入所をともに整備する場合に提出)

共同生活援助・短期入所合算

収入

月

年

介護給付費収入	国保連・都加算請求	¥0	¥0
利用者負担金収入	実費額徴収	¥0	¥0
収入計		¥0	¥0

支出

月

年(12か月)

人件費	合計	¥0	¥0
	職員給与等	¥0	¥0
事業費	合計	¥0	¥0
	給食費(食費相当額)	¥0	¥0
	水道光熱費(実費相当額)	¥0	¥0
	日用品費(実費相当額)	¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
事務費	合計	¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
		¥0	¥0
支出計		¥0	¥0

■人件費算出シート

・収支シミュレーションの根拠となる。

人件費算出表(記入例)

法人名: 社会福祉法人●●●
施設名: ●●事業所

※これらの資料はあくまで記入例です。資料作成の際は、法人内で十分に検討したうえで作成してください。

職別	区分	定員の数 (人)	基本給 【月給】 A	基本手当 B	給与手当【月給】				賞与 【年給】 G	合計額 給与・賞与 (F+G) H	退職金 未払損金 I	生計 福利費 (法人負担 分) J	年間 総支払額 (H+I+J)	備考欄
					基本手当	住宅手当	管理職手当	賃金手当						
管理費														
1 サービス管理責任者	常勤	40	230,000	2,760,000	10,000	5,000	20,000	50,000	15,000	105,000	133,500	640,000	5,528,500	
2 世話人A	常勤	40	170,000	2,040,000	10,000	0	0	0	85,000	100,000	133,500	540,000	4,457,500	
3 世話人B	常勤	40	170,000	2,040,000	10,000	5,000	20,000	0	85,000	125,000	133,500	540,000	4,757,500	
4 世話人C	非常勤	12	52,800	633,600	5,000	0	0	0	2,000	13,000	0	2,000	791,600	
5 生活支援員A	非常勤	12	52,800	633,600	5,000	0	0	0	2,000	13,000	0	2,000	791,600	
6 生活支援員B	非常勤	16	70,400	844,800	5,000	0	0	0	12,000	18,000	0	2,000	1,074,800	
7 生活支援員C	非常勤	16	76,800	921,600	5,000	0	0	0	2,000	51,000	0	4,000	1,537,600	
8 夜勤支援職員	非常勤	7	0	0	3,000	0	0	0	56,000	59,000	0	3,000	711,000	1日7時間勤務 月給14,000円
年間人件費総額													19,651,100	

留意事項
この表は、「収入・支出計算シート」の人件費根拠資料の参考様式例です。
既に法人内で人件費の算出シートがある場合は、そのシートを様式として提出しても構いません。

7 設備整備補助金計算関係書類

■ 7-1 備品一覧表

- ・税抜10万円以上のものが対象となることに注意すること。
- ・「○」欄にそれぞれ「○」をつけ、添付していることを確認する。
- ・行が不足する場合は行を追加する。

番号	品名	型番	単価	数量	金額(税抜)	金額(税込)	○	提出書類	備考
1					0	0		備品見積書(契約書)	東京部: 設置する部庫を記載してください。 品名(設置位置)を記載してください。
								備品カタログ	
2					0	0		備品見積書(契約書)	東京部: 送料など補助対象外経費の取扱いを記載してください。
								備品カタログ	
3					0	0		備品見積書(契約書)	
								備品カタログ	
					補助対象外経費				
					合計	0			

■ 7-2 備品見積書（写し）

- ・販売業者が発行した見積書で印があること。
- ・インターネット通販の画面プリントアウトだけでは「見積書」とはみなさないので注意すること。

■ 7-3 備品カタログ等

- ・カタログについては、インターネット画面のプリントアウトでも可。
- ・対象となる物品に対して、蛍光マーカー等にて印をつけること。

8 その他関係書類

■ 8-2 関係機関一覧表

- ・東京都福祉保健局障害者施策推進部以外の部署や関係機関との事前協議（調整や相談等含む。）を記載する。
- ・必ず担当者名と連絡先を記載する。（都から連絡する場合がある）。
- ・区市の福祉課、建築主事、消防署との調整は必ず行ってください。

（参考様式）

関係機関一覧表

	関係機関	部署名	担当者（連絡先）	（事前）協議内容	協議年月日
(例)	〇〇区	△△部◆◆課●●係	東京 太郎 (03-xxxx -xxxxxx)	建築確認関係、区まちづくり 条例関係 (指導内容) ・〇〇〇 ・〇〇〇	H30.8.5
					H30.12.5
					H31.3.14
1					
2					
3					
4					
5					
6					

補助協議にあたって、東京都福祉保健局障害者施策推進部以外の部署や関係機関との事前協議（調整や相談等含む。）状況について、(例)を参考に記載してください。
都から確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、必ず担当者名と連絡先を記載してください。
区市の福祉課、建築主事、消防署との調整は必ず行ってください。

※必要に応じて、行の追加等をしてください。

11 補助要綱等関係規定について

ここでは、本事業の関係規定(本事業の根拠である「障害者通所施設等整備費補助要綱」及び審査会において採択の判断基準とされる「障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領」別紙1「法人審査基準」、別紙2「設備審査基準」)の中で、特にポイントとなる点について説明をしています。補助協議を行う場合は、必ず、補助協議前に上記関係規定を一読し、不明な点があれば都に問い合わせてください。

1 障害者通所施設等整備費補助要綱

	主なポイント	内 容	参照
本文	補助事業者の制限	暴力団及び法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団等に該当する者がある団体には、補助金の交付の対象外です。	4
	平成30年度から32年度までに着工した事業に係る特例措置	事業所の新規開設又は定員増を目的として行う整備で、かつ平成32年度までに着工した案件が特別助成(社会福祉法人や特定非営利活動法人であれば補助率7/8)の対象です。	附則8
別表1	施設整備及び設備整備基準 創設・改築・改修・安全対策	各整備メニューの定義は別表1のとおりです。 なお、「安全対策工事」は消防法に基づく工事であって、利用者の重度化等に伴い、6項口の指定を新たに受け、従来の自動火災報知機に加え、スプリンクラー設置等の指導を受けたような場合に認められます。	1
	施設整備及び設備整備基準 共通条件	土地や建物に抵当権が設定されている場合は、原則補助対象外です。(自己所有の土地・建物の場合、例外規定あり)	
	その他	本事業を活用しグループホームを開設する場合は、家賃、光熱水費、食材料費等利用者に負担を求める費用は、極力低価格に設定してください。	3
補助条件	承認事項	原則、補助協議後の変更は認められませんが、やむを得ない事情により変更が生じる場合は、必ず、事前に都に連絡をしてください。(事前の連絡なく変更があった場合、補助取消しの可能性もあります。)	2
	決定の取消し	虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金交付の目的が達成されないことが明らかになったときなどの場合は、補助取消しとなる可能性があります。(補助取消しに係る規定については、事業開始後も適用されますので注意してください。)	11
	財産処分の制限等	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。基本的には、当該財産処分制限期間は、事業を継続してください。	16
	補助事業に係る契約(2)	工事請負業者については、都が行う契約手続きの取扱いに準じ、入札により決定してください。	21
	契約の相手方等からの資金提供の禁止	契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはなりません。	22

障害者通所施設等整備費補助要綱

1 目的

この要綱は、障害者の地域における居住の場又は日中活動の場の整備及び特別支援学校卒業後対策の一環として、社会福祉法人その他の者が設置する障害者通所施設等の施設整備等に要する経費を、設置者等に対して、東京都が予算の範囲内で補助するために必要な事項を定め、もって障害者の地域での自立生活の促進及び特別支援学校卒業者の進路の拡大を図るとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

(1) この補助は、次の各号の事業の対象者のうち、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく共同生活援助を行う社会福祉法人等以外の法人（以下「民間企業等」という。）並びに区市町村が次の各号の事業（区市町村については、次に掲げる事業に限る。）に供するため設置する施設等の創設、改築、改修、安全対策工事及び設備整備に係る事業であって、別表1の要件を満たすものに対して行う。ただし、障害者（児）施設整備費補助要綱の対象となる事業は除く。

ア 障害者総合支援法第5条第5項に規定する生活介護、第12項に規定する自立訓練、第13項に規定する就労移行支援及び第14項に規定する就労継続支援に係る事業（ただし、主たる事業所の新規開設又は従たる事業所の新設設置に伴う定員増を目的とした、賃借している既存建物の改修工事又は大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事））

イ 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助に係る事業

ウ 障害者施設配置地区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年3月30日付18福保障第1751号。以下「包括補助事業実施要綱」という。）3（2）エに規定する重度身体障害者グループホーム事業

エ 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第115条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に限る。）並びにこれに併設する障害者総合支援法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号）別記11（4）に規定する日中一時支援事業（ただし、同事業が専らで使用する居室は除く。）

オ 東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要綱（平成27年3月31日付26福保障第3182号）に規定する事業（ただし、区市町村の施設整備のうち創設は除く。）

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第6条第6項に規定する主として重症心身障害児を新規設置に伴う定員増を目的とした、賃借している既存建物の改修工事又は大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導訓練室等の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事）

(2) 社会福祉法人等及び民間企業等が前項イに基づいて行う事業に供するために設置する共同生活援助であって、別表1の要件を満たし、当該社会福祉法人等及び民間企業等に賃貸する目的で既存建物を改修する建物所有者に対し、改修経費の一部を負担する事業

3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、2に係る施設等の整備に必要な施設整備費及び設備整備費とし、それらの補助基準は別表1に定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）のための費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

4 補助事業者の制限

次に掲げる団体は、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づき補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年度東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業員は構成員に暴力団等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条4号に規定する暴力団関係者を言う。以下同じ。）に該当する者があるもの。

5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と別表2に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に次の各号下表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、0.00円未満は切り捨てるものとする。

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する事業（2（1）ア）	社会福祉法人等	3/4
障害者総合支援法第5条第17項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等	3/4
	民間企業等	1/4
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し改修経費を負担する場合）	1/4
	社会福祉法人等	3/4
包括補助事業実施要綱3（2）エに規定する事業（2（1）ウ）	社会福祉法人等	3/4
障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要綱別記11（4）に規定する事業（2（1）エ）	社会福祉法人等	1/2
東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要綱に規定する事業（2（1）オ）	社会福祉法人等 区市町村	3/4
児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第6条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス（2（1）カ）	社会福祉法人等	3/4

率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(1) 補助要件

創設及び定員増を目的として行う施設等の整備

(2) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
知的障害者福祉法第4条第5項及び第10項に定める事業 東京都重度知的障害者グループホーム運営要綱に定める事業	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
	社会福祉法人等及び民間企業等(建築物所有者が改修を行う場合)	1/3
東京都重度身体障害者グループホーム事業実施要綱に定める事業	社会福祉法人等	1/2
東京都認定短期入所事業実施要綱に定める事業	区市町村及び社会福祉法人等	3/4

4 平成18年度から20年度までに着工した事業にかかる特例措置

平成18年度から平成20年度までに着工した本則2の(1)ア、イ、オ、カ、キ、ク及び(3)に掲げる補助対象事業について、本則4における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たす対象者に対し、補助基本額に本則4の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(1) 補助要件

ア 創設及び定員増を目的として行う施設等の整備

イ 本則2の(1)ア及びイについては、障害者総合支援法第5条第6項、第13項、第14項及び第15項に定める事業への移行を目的として行う施設等の整備

(2) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者自立支援法第5条第10項及び第16項に定める事業(2(1)オ及び(3))	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
	社会福祉法人等及び民間企業等(建築物所有者が改修を行う場合)	1/3
東京都重度身体障害者グループホーム事業実施要綱に定める事業(2(1)カ)	社会福祉法人等	1/2
障害者自立支援法第5条第8項に定める事業並びに併設する障害者自立支援法第77条第1項第4号及び地域生活支援事業実施要綱別記6(9)に定める日中一時支援事業(2(1)キ)	社会福祉法人等	3/4

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)宛提出するものとする。

7 補助金の交付決定等

知事は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙1の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

8 補助金の交付時期

この補助金は、補助事業が完了した時期に全額を交付する。

9 補助金の請求

補助事業完了後に別紙1補助条件の8に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書(別記第3号様式)に次の書類を付し、知事に請求するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書
- (3) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、同年4月1日以降申請のあった施設整備及び設備整備に係る補助について適用する。

2 平成13年度から15年度までに着工した事業に係る特例措置

平成13年度から平成15年度までに着工した本則2の(1)ア、イ及び(2)に掲げる補助対象事業について、本則4における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たすものに対し、補助基本額に本則4の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(1) 補助要件

①創設及び定員増を目的として行う施設等の整備

②他の障害を有する者(児)を新たに受け入れることを目的として行う施設整備及び設備整備

③小規模通所授産施設事業実施要綱に定める事業を行う場合で、開設年度に行う業務能力化に資する設備整備

(2) 補助率

整備対象事業	補助率
心身障害者(児)通所訓練等事業実施要綱に定める事業	1/2
小規模通所授産施設事業実施要綱に定める事業	

3 平成15年度から17年度までに着工した事業にかかる特例措置

平成15年度から平成17年度までに着工した本則2の(1)ウ、エ、オ、カ、(3)及び(4)に掲げる補助対象事業について、本則4における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たす対象者に対し、補助基本額に本則4の補助

・心身障害者（児）通所訓練等事業実施要綱に定める事業及び特別区の区域内の同種の事業及び精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金交付要綱に定める事業 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱3（3） ①ア、イ、エに定める事業（2（1）ア及びイ） 重症心身障害者（児）通園事業実施要綱に定める事業（2（1）ク）	社会福祉法人等 社会福祉法人等 区市町村	1/2 1/2
--	----------------------------	------------

- 5 平成21年度から23年度までに着工した事業にかかる特例措置
平成21年度から平成23年度までに着工した本則2の（1）ア、イ、オ、カ、キ、ク及び（3）に掲げる補助対象事業について、本則4における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たす対象者に対し、補助基本額に本則4の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (1) 補助要件
ア 創設及び定員増を目的として行う施設等の整備
イ 本則2の（1）ア及びイについては、障害者自立支援法第5条第7項、第14項、第15項及び第16項に定める事業への移行を目的として行う施設等の整備

整備対象事業	対象者	補助率
障害者自立支援法第5条第11項及び第17項に定める事業（2（1）オ及び（3））	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者が改修を行う場合）	1/3
包括補助要綱3（2）カに定める事業（2（1）カ）	社会福祉法人等	1/2
障害者自立支援法第5条第9項に定める事業並びに併設する障害者自立支援法第77条第1項第4号及び地域生活支援事業実施要綱別記6（9）に定める日中一時支援事業（2（1）キ）	社会福祉法人等	3/4
・心身障害者（児）通所訓練等事業実施要綱に定める事業及び特別区の区域内の同種の事業及び精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金交付要綱に定める事業 ・包括補助要綱3（3）①イ、ウ、オに定める事業（2（1）ア及びイ） 重症心身障害者（児）通園事業実施要綱に定める事業（2（1）ク）	社会福祉法人等 社会福祉法人等 区市町村	1/2 1/2

- 6 平成24年度から26年度までに着工した事業に係る特例措置
平成24年度から平成26年度までに着工した本則2に掲げる補助対象事業について、本則5における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則5の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に

す対象者に対し、補助基本額に本則5の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (1) 補助要件
事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備
- (2) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する事業（2（1）ア）	社会福祉法人等	1/2
障害者総合支援法第5条第15項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
障害者総合支援法第5条第15項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	1/3
	社会福祉法人等	3/4
障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第77条第1項第4号及び地域生活支援事業実施要綱別記1.1（6）に規定する事業（2（1）エ）	社会福祉法人等	1/2
東京都重症心身障害者（児）通所事業実施要綱に規定する事業（2（1）オ）	区市町村	1/2

- 7 平成27年度から29年度までに着工した事業に係る特例措置
平成27年度から平成29年度までに着工した本則2に掲げる補助対象事業について、本則5における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則5の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (1) 補助要件
事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備
- (2) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する事業（2（1）ア）	社会福祉法人等	1/2
障害者総合支援法第5条第15項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
障害者総合支援法第5条第15項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	1/3
	社会福祉法人等	3/4

(1)エ)		
東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領に規定する事業(2(1)オ)	社会福祉法人等 区市町村	1/2

8 平成30年度から32年度までに着工した事業に係る特別措置

平成30年度から平成32年度までに着工した本則2に掲げる補助対象事業について、本則5における補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則5の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(1) 補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

(2) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する事業(2(1)ア)。ただし、以下に掲げるニーズのいずれかに対応する事業所とし、知事が必要と認めたものに限る。 ① 利用者の高齢化、障害の重度化 ② 医療的ケア ③ 地域生活支援の拠点	社会福祉法人等	1/2
障害者総合支援法第5条第17項に規定する事業(2(1)イ及び(2))	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
	社会福祉法人等及び民間企業等(建物所有者に対し、改修経費を負担する場合)	1/3
障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要領別記11(4)に規定する事業(2(1)エ)	社会福祉法人等	3/4
東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領に規定する事業(2(1)オ)	社会福祉法人等 区市町村	1/2
児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第66条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス(2(1)カ)	社会福祉法人等	1/2

9 別表1の2に定める残存価額の算出の際に適用する償却率については、平成19年度から平成23年度までに補助金の交付を受けた場合、平成19年4月に適応して適用することとする。

10 交付額の算定に当たっては、原則として着工した年度の算定方法及び単価を適用する。ただし、事情により補助内示年度に着工できなかった場合には、着工予定であった年度の算定方法及び単価を適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1
1 施設整備及び設備整備基準

種 別	整 備 内 容
創 設	既存の建物によらない整備 木造の場合は、建築基準法第2条第8号に規定された防火構造とする。
改 築	既存建物の全部又は一部を取り壊して行う整備
改 修	次の要件の一に該当し、1件当たりの価格が50万円以上の改修工事等 (1) 既存の建物を使用し、新たに事業を開始するための改修工事 (2) 大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室等の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事）
安全対策工事	消防法に基づく安全対策工事1件当たりの価格が50万円以上の工事
施 設	(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業、東京都重症心身障害児（者）通所事業及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスについては、次のアからオに定める設備等に関する基準を満たすもの ア 本則2の(1)ウ、エに掲げる各要綱及びオに掲げる要綱 イ 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）及び東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都条例第171号） ウ 東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号。以下「条例」という。）及び東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都条例第175号。以下「規則」という。） エ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都条例第47号） オ 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都条例第167号） (2) 10年間は事業を維持できる見込みがあること。 (3) 社会福祉法人等及び民間企業等が賃借している建物については、事業開始後10年以上の賃貸借期間が契約書及び承諾書により確認できるものに限る。 (4) 土地、建物に相当権が設定されていないこと（土地・建物が自己所有である場合を除く。）
共 通 条 件	

施設整備 2	消防設備	(1) 共同生活援助事業、短期入所事業に供する建物（消防法施行令別表第一(6)項又は(6)項へに該当する建物に限る。）に設置する消防設備工事 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
施設整備 3	重度化等対応設備	(1) 共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業及び東京都重症心身障害児（者）通所事業に供する重度化等対応設備工事 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
施設整備 4	防犯設備	(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業及び東京都重症心身障害児（者）通所事業に供する建物に設置する防犯設備工事 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
施設整備 5	一般	次の要件の一に該当し、1件当たり10万円以上のもので知事が必要であると認めたもの (1) 消防法等に基づく安全対策に関する設備整備 (2) 東京都重症心身障害児（者）通所事業については、利用者の訓練、授産及び処遇に直接要する設備整備 (3) 共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業については、利用者の支援に要する設備整備

2 補助金の返還

1 において、やむを得ない理由で10年間事業を維持できなかった場合は、「減価償却資産の償却の方法」（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第120条）に規定する定率法により残存価額を算出し、算出された残存価額に補助金交付額を乗じ、総事業費で除した金額を返還額とし、東京都に返還すること。ただし、金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、残存価額を算出する際は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第7、別表第9及び別表第10に定める耐用年数10年における定率法による償却率を適用するものとする。

3 その他

共同生活援助及び重度身体障害者グループホームにおいて、提供する便宜に要する費用（家賃、光熱水費、食料料費等）については、できる限り低価格に設定するものとする。

別表2

施設種別	区分	補助基準額
生活介護・自立訓練 就労移行支援・就労 継続支援 共同生活援助 重度身体障害者グループホーム 短期入所事業 東京都重症心身障害児（者）通所事業 消防設備 防犯設備 設備整備（備品） 及び安全対策 消防設備 重度化等対応設備 防犯設備 設備整備（備品） 及び安全対策 消防設備 短期入所事業	主たる事業所	20,000千円
	従たる事業所	10,000千円
	防犯設備	1,000千円
	人数	3人以下 4人以上
	(1) 延床面積がおおむね50㎡未満	9,900千円
	(2) 延床面積が70㎡未満	13,600千円
	(3) 延床面積が90㎡未満	18,500千円
	(4) 延床面積が120㎡未満	23,500千円
	(5) 延床面積が120㎡以上	29,600千円
	大規模修繕工事	10,000千円
消防設備 防犯設備 設備整備（備品） 及び安全対策 消防設備 短期入所事業	消防法施行令別表第1（6）項口	4,500千円
	消防法施行令別表第1（6）項へ	1,200千円
	重度化等対応設備	6,000千円
	防犯設備	500千円
	設備整備（備品）	1,000千円
	1床当たり	3,600千円
	大規模修繕工事	6,000千円
	消防法施行令別表第1（6）項口 （1床当たり）	675千円
	消防法施行令別表第1（6）項へ （1床当たり）	180千円
	消防設備	180千円

備考

1 本則2の(2)により整備を行う社会福祉法人等及び民間企業等に対する補助金の交付額は、本則5及び附則8で算出した額と、社会福祉法人等及び民間企業等が建物所有者に対して支出した額とを比較してどちらか低い額とする。

2 補助基準額について、短期入所が本施設と一体的に大規模修繕工事を行う場合の補助基準額は本施設の一部として整理する。

- 1 事情変更による決定の取消し等
この補助金の交付決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 承認事項
補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容のうち、次の各号を変更しようとするとき。
ア 建物の規模及び構造（施設の種類）を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
イ 建物等の用途
ウ 入所定員及び雇用定員
エ 工事の内容
① 工期変更を伴うもの
② 工法及び位置の変更を伴うもの
③ 変更見込み金額が貸付金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事
 - (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
 - (4) 借地契約又は建物の賃借借契約を解除しようとするとき。
- 3 補助事業の完了時期
補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。
- 4 消費税仕入控除税額の報告
補助事業仕入控除税額の報告
補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- 5 事故報告
補助事業者は、補助事業が予定の時期に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
6. 状況報告
知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。
- 7 補助事業の遂行命令等
この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。
この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから15日以内に補助事業の実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定等

知事は、7の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

10 是正のための措置

知事は、8の審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないとき、これを是正するための措置をとるべきことを命ずることができる。
7の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

11 決定の取消し

(1) 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が15の財産処分の制限等に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の事業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は8により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

12 補助金の返還

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は8により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときも同様とする。

13 還約加算金

補助事業者は、10により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日）に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次かのばり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数にばじ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した還約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数にばじ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、還約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

16 財産処分の制限等

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び建物並びに取得価格又は、効用の増加の価格10万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 補助事業者は、賃借している建物について、補助金が交付された場合において、補助事業により取得したものと又は効用の増加した部分につき、有益費償還請求権、著作権請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事に協議するものとする。この場合において、当該権利行使したことにより収入があったときは、収入の全部又は一部を本部に納入させることがある。

(3) 民間企業等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、議決機関の承認を得なければならない。

17 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。

18 財産処分に伴う収入の納付

補助事業者は、知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本部に納付させることがある。

19 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。なお、1,000万円以上の工事請負契約に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示すること。

20 建物所有者との協議

本則2の(2)に基づき整備を行う社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者と協議を行い、条例又は規則で定める設備等に関する基準を遵守するための建物の改修や改修工事の費用への負担、支払い方法等について、契約等により取り決めに交わさなければならない。
また、建物所有者が改修工事を行うに当たって、社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者から、当該整備に係る工事仕様書、工事請負契約書（写し）及び工事費目別内訳書、建築確認通知書、配置図、各階平面図、立面図、改修、改築等の場合は、既存建物に係る図面等の提出を求めるものとする。

21 補助事業に係る契約

(1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に譲け負わせることを承認してはならない。
(2) 補助事業者（区市町村を除く。次条において同じ。）が補助事業を行うために締結する契約については、東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

22 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

別記第1号様式

番 号

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

法人代表者 印

区市町村長 印

平成 年度障害者通所施設等整備費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 施設等の種別及び名称

3 申請額算出内訳 別紙1のとおり

4 事業計画書 別紙2のとおり

5 歳入歳出予算書（見込書）抄本（参考例1）

別記第1号様式に基づく別紙1

整備費申請額算出内訳

施設の種類別

区分	(創設等の別)	(施設整備)	(施設整備)	(施設整備)	(施設整備)	(施設整備)	(施設整備)	合計
総事業費	A	円						
対象経費の差 支出(予定)額	B	円						
寄付金等の 収入額	C	円						
差引額	(B - C)	円						
補助要額別表 2に定める 補助標準額	D	円						
補助金 額	(D > B - C) (D < B - C)	円						
補助要額 申請額	F × 補助率	円						

- 1 B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を記入する。
- 3 F欄は、D欄とE欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。
- 4 G欄は、本則に定める補助率により算定した額を記入する。ただし、附則を適用し、補助金所要額を算定する場合に限り、本則の補助率により算定した額に、附則7の(2)に定める補助率により算定した額を加算する。
- 5 C欄は、1,000円未満を切り捨てる。
- 5 本則の(2)により整備を行う場合は、別表2の備考により算出し、E欄に記入する。
- G欄は、E欄の額を記入する。

事業計画書

1	施設等の名称 所在地											
2	施設等の種別											
3	事業主体及び運営主体	名称										
		所在地										
	建物所有者	名称(氏名)										
	※本都(2)により事業 ：を行方等に記入	所在地										
4	利用人員	現在	名	増加	名	計	名					
5	施設等の規模及び構造	敷地面積	㎡	敷地の 所有関係	敷地面積	㎡	敷地面積	㎡	敷地面積	㎡	敷地面積	㎡
		建物 所有関係	自己所有	賃貸	整備種別	自己所有 借地 買収(予定)	創設 改築 改修 安全対策 消防 重度化 防犯 設備整備	㎡	㎡	㎡	㎡	
		建築物 構造	土地(無・有)	「有」の場合、 目的及び抹 消予定時期	延床面積	(改修部分)	(全体)	㎡	㎡	㎡	㎡	
		抵当権 建物(無・有)										
6	併設事業所	名称	種別	運営主体								
7	整備費内訳	施設整備	円									
		施設整備 (消防設備)	円									
		施設整備 (防犯設備)	円									
		施設整備 (防犯設備)	円									
		設備整備	円									
		合計	円									
		※工事種別等内訳：別紙										

8	財源内訳	東京都補助金	自己財源	円
		設置者金	寄附金	円
			その他収入	円
			借入金	円
			小計	円
		合計		円
9	建物所有内訳	自己財源		円
		借入金		円
	※本都(2)により整備を 行う場合に記入	借入金		円
		合計		円
10	施行計画	契約年月日	平成 年 月 日	
		着工年月日	平成 年 月 日	
		完成年月日	平成 年 月 日	
		事業開始年月日	平成 年 月 日	
11	事業の目的・理由 ※都内において初めて上 記2の事業を実施する場 合、その理由も記載する こと			
12	支援の基本方針(主 たる障害種別や想定して いる障害支援区分等を簡 潔に、どのような事業とし ていきたいか)			
13	上記12を実現するた めのハード面・ソフト 面における具体的の方 策			
14	地域の障害福祉 サービス事業所及び 地域住民との連携			
15	建物構造や環境面 における課題			
16	上記15に対する具体 的な解決策や工夫し た点			

17	その他(添付書類及び添付順序)
(1)	歳入歳出予算書(見込書)抄本
(2)	借入金償還計画表
(3)	各室面積表 ※1
(4)	工事仕様書(建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書等) ※2
(5)	工事請負契約書(写し)及び工事費費目別内訳書(見積書)(写し) ※3
(6)	設計監理契約書(写し) ※4
(7)	建築確認通知書(写し) ※5
(8)	配置図、各階平面図、立面図 ※6
(9)	改修、改築等の場合は既存建物に係る図面を添付すること。
(10)	建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等(写し) ※7
(11)	土地・建物登記簿謄本
(12)	賃貸借契約書(土地・建物を賃借する場合のみ)(写し)
(13)	備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)
(14)	備品カタログ等
(15)	誓約書

※1～6 設備整備については不要

※7 本則2(2)による整備を行う場合に添付

※本則2(2)により整備を行う場合の財源内訳は、9「建物所有者負担金内訳」欄に記入し、8「財源内訳」欄の記入は不要

担当者連絡先	
担当者名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

別記第2号様式

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所
法人代表者 印
区市町村長 印

平成 年度障害者通所施設等整備費補助金の事業実績報告について

年 月 日付 福保障 第 号で交付決定を受けた 年度障害者通所施設等整備費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 精算額 金 円

2 施設等の種別及び名称

3 整備費精算額内訳 別紙1のとおり

4 実績報告書 別紙2のとおり

5 歳入歳出決算書（見込書）抄本（参考例1）

施設種別

区分	(創設等の別)	施設整備 ()	施設整備 (消防設備)	施設整備 (重化等対応設備)	施設整備 (防犯設備)	設備整備	合計
経費	A	円					
対象経費の実 支出(予定)額	B	円					
交付金その他 の収入額	C	円					
差引額 (B-C)	D	円					
補助要綱別 表2に定める 補助基準額	E	円					
差引額 (D>E→E) (D≤E→D)	F	円					
補助要命 所定額	G	円					
差引額 及び決定額	H	円					
補助要命 受入等額	I	円					
差引 額△不足額	J	円					

1 田中氏、慈善事業のうち、諸財団と数々なる事業協賛を計上した。
2 〇歳は、佐治財団佐治人等の御命令、青年令等のこの収入額(佐治財団佐治人等の御命令は、青年令収入額を算入)、を記入する。

3 F欄は、D欄とE欄を比較してどちらが少ない方の額を記入する。

4 G欄は、本則5に定める補助率により算定した額を記入する。ただし

附則7の(2)に定める補助率により算定した額を加算する。

G欄は、1,000円未満を切り捨てる。

5 本則2の(2)により整備を行う場合は、別表2の備考により算出し、E欄に記入する。

G欄は、F欄の額を記入する。

施設の名称

[illegible]

事業績報告書

別記第2号様式に基づく別紙2

9	その他(添付書類及び添付順序)
(1)	職入端出決算書(見込書)抄本
(2)	借入金償還計画表
(3)	各室面積表 ※1
(4)	工事仕様書(建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書等) ※2
(5)	工事請負契約書(写し)及び工事費目別内訳書(見積書)(写し) ※3
(6)	設計監理契約書(写し) ※4
(7)	工事完了報告書(設計監理者及び法人代表者の確認印が必要) ※5
(8)	検査済証(建築基準法第7条第3項による)(写し) ※6
(9)	消防用設備等設置届出書及び検査結果通知書(消防法第17条の3の2による)(写し) ※7
(10)	建物平面図及び立面図 ※8
(11)	建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等(写し) ※9
(12)	賃貸借契約書(土地・建物を賃借する場合のみ)(写し)
(13)	備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)
(14)	備品カタログ等
(15)	備品納品書
(16)	①創設、改築、改修の場合は建物内外主要部分の写真 ②設備整備の場合は備品等の写真

※1～8 設備整備については不要

※9 本則第2(2)による整備を行う場合に添付

担当者名		担当者連絡先	
電話			
FAX			
連絡先		メールアドレス	

請 求 書

金 _____ 円

ただし、年度障害者通所施設等整備費として上記金額を請求します。

年 月 日

東京都知事 殿

法人 名 _____

事務所の所在地 _____

代表者氏名 _____ 印

別記第4号様式

番 号
年 月 日
捨 印

東 京 都 知 事 殿

事務所の所在地
法 人 名
法 人 代 表 者

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 福保障 第 号で交付決定を受けた
平成 年度障害者通所施設等整備費補助金に係る消費税仕入控除税
額については、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 施 設 の 種 別 | |
| 2 | 施 設 の 名 称 | |
| 3 | 補助事業の確定額 | 金 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 円 |
| 5 | (消費税の申告により確定した消費税控除税(要補助金返還相当額))
積 算 内 訳 等(4の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付) | |

障害者通所施設等整備費補助事業対象法人審査基準

平成31年4月1日改正予定

1 法人の適格性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
組織運営	1 法人格を有する、または法人格を有する見込みがあるか。 2 社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人の場合、各補助申請事業を行うに当たって主務官庁の承認を得ているか。 3 役員・評議員の構成及び適格性に問題はないか。理事会・評議員会の運営に問題はないか。 4 事業運営の理念は適切か。 5 過去に問題はなかったか。 6 障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者虐待防止法等法令に定める関係機関による調査等に協力的であるか。	1 運営法人の定款、寄付行為等、法人登記簿謄本、役員名簿により確認すること。 2 運営法人の定款、寄付行為等により確認すること。 3 運営法人の定款、寄付行為等、役員名簿、非該当誓約書により確認すること。 4 法人概要、沿革・設立趣意書等により確認すること。 5 実地検査結果等により確認すること。 6 区市町村等関係機関への聞き取り、指導検査結果等により確認すること。	・運営法人の定款・寄付行為等 ・法人登記簿謄本 ・役員名簿 ・評議員名簿 ・非該当誓約書 ・法人概要・沿革・設立趣意書等 ・実地検査結果等 ・指導検査結果等 ・事業計画書 ・法人認可部署との打合せ記録 ・法人認可部署へ提出している設立に関する書類	1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。 3 役員・評議員の定数、現員数、資格要件が規定どおりであること。 役員の中に、障害福祉サービス事業等の運営や障害者支援について知識・経験を有する者を参画させていること。 4 主たる対象とする障害者の処遇及び障害福祉サービス事業等について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。 主たる対象とする障害者に配慮した運営方針となっていること。 5 概ね過去3か年度の指導結果と改善報告書により、過去における問題点が改善されていること。 概ね過去5か年度の障害者通所施設等整備費補助事業等において、法人の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵や不適切な手続き（都承認事前の財産処分や不正な入札手続き等）が行われていないこと。 6 関係機関による法令等に基づく調査等に対して協力するなど、障害福祉サービス事業者等としての責務を履行していること。	定款等は原本と証明をすること。 法人登記簿謄本は3か月以内の原本を提出すること。 必要に応じて定款変更議約書及び法人認可書を提出すること。
財務状況	1 施設整備資金のほか事業開始当初の運営資金は確実に確保されているか。 2 収支状況は健全であるか。 3 財務状況は健全であるか。 4 会計処理が適切に処理されているか。	1 預金残高証明書、資金計画書により確認すること。 2 決算書、累積借入金返済計画表、財産目録、収支予算書、指導検査結果により確認すること。 3 決算書により確認すること。 4 決算書、収支予算書により確認すること。	・預金残高証明書 ・資金計画書 ・決算書 ・累積借入金返済計画表 ・財産目録 ・収支予算書 ・指導検査結果 ・財務チェックシート	1 施設整備資金のほか、年間事業費の2/12以上の運営費が確保されていること。 2 経営状態が良好であること。 過去3年間の決算状況が、営業活動（通常の事業運営）に基づき赤字である場合は、原則認められない。 3 債務超過になっていないこと。 4 各補助申請事業以外の事業をあわせて行うときは、当該各補助申請事業について区分経理を行っていること。	預金残高証明書は、他事業の実施や計画上支障のないもので、かつ1か月以内の原本を提出すること。 経営状況は、財務チェックシートの財務指標を基に判断すること。 開業当初や特別損失等の一時的な事由による財務状況の悪化である場合は、その原因と赤字への転換計画について提出すること 債務超過を解消するために出資等を行い、補助申請時点では債務超過が解消している場合であっても、原則認められない。

2 事業の妥当性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
事業計画	1 地域のニーズに即しているか。 2 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。 3 (共同生活援助事業の場合) 事業運営に際して経験のある事業所等の連携及び支援が得られるか。 4 各補助申請事業について、目的外使用及び脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものではないか。 5 区市町村等との連携が図られているか。	1 区市町村の意見書により確認すること。 2 設計図面等、部屋別面積表、建築確認済証、建物検査済証により確認すること。 3-2 事業計画書により確認すること。 4-3 事業計画書、誓約書により確認すること。 5 区市町村の意見書により確認すること。	・区市町村意見書 ・事業計画書 ・設計図面等 ・部屋別面積表 ・設備基準チェックシート ・建築確認済証 ・建物検査済証 ・誓約書	1 整備区市町村の障害福祉計画等の方針に合致していること。 2 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。 法令に基づく許可を受けることが確実であること。 3 他の障害福祉サービス事業を運営する社会福祉法人等との連携及び支援が得られること。 4 宗教活動、政治活動、選挙活動を行わないこと。 併設事業(一般住宅等含む。)と各補助申請事業の運営と混同させていないこと。 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものではないこと。 5 事業実施にあたって区市町村との事前協議が行われ、連携が図られていること。	待機者等、具体的なニーズがあること。 原則、共同生活援助及び居宅介護等訪問系サービス以外の事業所との連携を図ること。
整備計画 (立地条件等)	1 当該土地に各補助申請事業に係る事業所の建設が可能であるか。 2 立地条件に問題はないか。 3 当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか。	1 当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録(記録内容については建築指導部署等に確認したものであること)により確認すること。 2 案内図等、現況写真により確認すること。 現地調査を行うこと。 3 区市町村の意見書、地域住民への説明状況が分かるもの等により確認すること。	・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 ・案内図等 ・現況写真 ・現地調査 ・建築確認済証 ・建物検査済証 ・区市町村意見書	1 事業所の建築許可の見通しが確実であること。 (用途地域、建ぺい率、容積率等を満たした建物であるか、都市計画区域外であるか) 2 交通機関、医療施設、公共施設等の整備状況など立地条件に問題がないこと。 3 障害福祉サービス事業等及び障害者に対する地域の理解が得られるように努めていること。	建築許可の見通しが無いものは認められないこと。 農地転用等により建築が可能となるものは、転用手続等を完了後認めること。 ただし、農地転用等許可申請手続中のものは、手続の経過や見通しを確認し、たうえて認めてもよいこと。 都市計画区域である場合は、財産処分制限期間は、当該計画が執行されないことが確実であること。 住民の反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図ること。ただし、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
整備計画 (所有地)	1 法人は当該土地を確実に所有、または所有する予定であるか。 2 物件は確実に所在するか。 3 寄付により取得する場合、所有者は法人に対して寄付を行う意思があるか。 4 売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。 5 寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか。 6 当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。	1, 2 不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況が分かるもの、公図(写し)により確認すること。現地調査を行うこと。 3 贈与契約(確約)書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 4 売買契約(確約)書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 5 不動産登記簿謄本により確認すること。 6 不動産登記簿謄本、決算書・連結決算書、累積借入金償還計画書、抵当権抹消確約書により確認すること。	・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図(写し) ・現地調査 ・贈与契約(確約)書 ・所有権移転登記確約書 ・印鑑登録証明書 ・売買契約(確約)書 ・決算書・連結決算書 ・累積借入金償還計画書 ・抵当権抹消確約書 ・不動産評価評価書(土地補充課税台帳登録証明書)	2 不動産登記簿謄本について、所有権保存登記(又は移転登記)済であること。 3 贈与契約(確約)書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 4 売買契約(確約)書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 5 不動産登記簿謄本について、所有権保存登記(又は移転登記)済であること。 6 抵当権の有無について確認すること。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、原則として認められないので、協議書類提出時まで(遅くとも審査会前まで)に抹消すること。 ただし、当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であっても、その内容及び法人の経営状況等を審査し、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさず、かつ次の全てを満たす場合には、認めてもよい。 ①借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に0.8を乗じた額を超えていないこと。 ③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に0.2を乗じた額を上回っていること。 ④運営事業者が抵当権設定者であること。	所有予定の場合は、登記後に速やかに提出すること。 寄付申込者又は売主と法人とが利益相反の関係に当たっては、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。(社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。) 土地の共有による確保等は、原則として認められない。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 なお、左記着眼点における①から③の各指標の定義は、以下のとおり。 ①年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額(資金収支計算書)や営業活動によるキャッシュフロー(キャッシュフロー計算書)又は税引後当期利益に減価償却費を加えたものの(損益計算書)に相当するものをいう。 ②年間収入は、直近決算の事業活動収入(資金収支計算書)や事業活動収入(事業活動計算書)、売上高(損益計算書)に相当するものをいう。 ③自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。
整備計画 (借地)	1 法人は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか。 2 物件は確実に所在するか。 3 所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与等は確実に受けられるか。 4 所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約を行う意思があるか。 5 貸地人は正当な所有者であるか。	1, 2 賃貸借契約(確約)書、印鑑登録証明書、案内図等周辺状況が分かるもの、公図(写し)、不動産登記簿謄本、公証役場の打合せ記録(記録内容については公証役場に確認すること)により確認すること。現地調査を行うこと。 3 貸与確約書により確認すること。 4 賃貸借契約(確約)書、印鑑登録証明書、公証役場の打合せ記録(記録内容については公証役場に確認すること)により確認すること。	・賃貸借契約(確約)書 ・印鑑登録証明書 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図(写し) ・不動産登記簿謄本 ・現地調査 ・公証役場の打合せ記録(記録内容については公証役場に確認したもの)	1, 4 借地借家法に違反していないものであること。実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 2, 5 不動産登記簿謄本について、所有権保存登記(又は移転登記)済であること。 3 国又は地方公共団体から、貸与等が確実に受けられること。 6 抵当権の有無について確認すること。抵当権が設定されている場合は、原則として協議書類提出時まで(遅くとも審査会前まで)に抹消すること。	原則、土地所有者との賃貸借契約(転賃借でない)であること。 転賃借契約の場合は、その原因・理由に応じて判断すること。 貸地人と法人とが利益相反の関係に当たっては、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。(社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。)

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
	6 当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7 賃貸借契約期間は妥当であるか。 8 借地人に著しく不利な契約条件が定められていないか。	すること。 5 不動産登記簿謄本により確認すること。 6 不動産登記簿謄本、抵当権抹消確約書により確認すること。 7, 8 不動産賃貸借契約（確約）書、約款等により確認すること。	であること） - 貸与確約書 - 抵当権抹消確約書 - 不動産賃貸借契約（確約）書 - 約款 - 不動産価格評価書 （土地）補充課税台帳登録証明書	7 借地借家法に違反していないものであること。原則、事業の存続に必要な期間（事業開始から10年以上）の賃貸借契約（更新条項付）が行われており、かつ、建物の財産処分制限期間以上の借地権の存続期間が担保されていること。 8 借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。	抵当権が設定されている場合は、原則として認められない。ただし、抵当権抹消が確実な見通しがあるものは認めてよい。 10年経過後に事業を終了した場合であっても、やむを得ない理由を除き、財産処分の制限期間内は、返還金が発生することに留意すること。 土地の使用貸借契約は借地借家法が適用されないため、原則として認められない。また、共有による確保等も同様に認められない。
整備計画 （建物所有）	1 法人は当該建物を実際に使用できる権限を有しているか。 2 物件は確実に所在するか。 3 寄付により取得する場合、所有者は法人に対して寄付を行う意思があるか。 4 売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。 5 寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか。 6 当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7 当該建物は、各補助申請事業の事業所として使用可能であるか。	1, 2 不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）、建物配置図により確認すること。 現地調査を行うこと。 3 贈与契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 4 売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 5 不動産登記簿謄本により確認すること。 6 不動産登記簿謄本、決算書・連結決算書、累積借入金償還計画書、抵当権抹消確約書により確認すること。 7 当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）と、設計図面等、不動産登記簿謄本、耐震化に関する調査票、建築確認済証、建築検査済証により確認すること。	- 不動産登記簿謄本 - 案内図等周辺状況が分かるもの - 公図（写し） - 建物配置図 - 現地調査 - 贈与契約（確約）書 - 贈与契約（確約）書 - 所有権移転登記確約書 - 印鑑登録証明書 - 売買契約（確約）書 - 決算書・連結決算書 - 累積借入金償還計画書 - 抵当権抹消確約書 - 当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 - 設計図面等 - 不動産登記簿謄本 - 耐震化に関する調査票 - 建築確認済証 - 建築検査済証	2 不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3 贈与契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 4 売買契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 5 不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 6 抵当権の有無について確認すること 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、原則として認められないので、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 ただし、当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であっても、その内容及び法人の経営状況等を審査し、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさず、かつ次の全てを満たす場合には、認めてよい。 ①借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に0.8を乗じた額を超えていないこと。 ③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に0.2を乗じた額を上回っていること。 ④運営事業者が抵当権設定者であること。	所有予定の場合は、登記後に速やかに提出すること。 寄付申込者又は売主と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関与の場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） 建物の共有による確保等は、原則として認められない。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 なお、左記着眼点における①から③の各指標の定義は、以下のとおり。 ①年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額（資金収支計算書）や営業活動によるキャッシュフロー（キャッシュフロー計算書）又は税引後当期利益に減価償却費を加えたもの（損益計算書）に相当するものをいう。 ②年間収入は、直近決算の事業活動収入（資金収支計算書）や事業活動収入（事業活動計算書）、売上高（損益計算書）であること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
				7 建築確認等の手続きに問題がないこと 各補助申請事業の機能に支障なく使用できること。 事業開始時において、耐震基準上問題がない建物であること。	書)に相当するものをいう。 ③自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。 既存建物の築年数や改修後長期間の事業継続の確実性について確認すること。 旧耐震基準により建てられた建物(※)の場合、耐震診断により現行耐震基準を満たすことについて確認し、必要に応じて耐震補強を行うこと。 ※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたもの
整備計画 (建物借家)	1 法人は当該建物を実際に使用できる権限を有しているか。 2 物件は確実に所在するか。 3 所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与等は確実に受けられるか。 4 所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約を行う意思があるか。 5 賃貸人は正当な所有者であるか。 6 当該建物に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7 賃貸借契約期間は妥当であるか。 8 借家人に著しく不利な契約条件が定められていないか。 9 当該建物は、各補助申請事業の事業所として使用可能であるか。	1, 2 賃貸借契約(確約)書、不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況がわかるもの、公図(写し)、建物配置図により確認すること。 現地調査を行うこと。 3 貸与確約書により確認すること。 4 不動産賃貸借契約(確約)書、印鑑登録証明書により確認すること。 5 不動産登記簿謄本により確認すること。 6 不動産登記簿謄本、抵当権未消滅約書により確認すること。 7, 8 不動産登記簿謄本、不動産賃貸借契約(確約)書、約款等により確認すること。 9 当該地区所管建築指導部及び所管消防署関係機関との打合せ記録(記録内容については建築指導部等に確認したものであること)と、設計図面等、不動産登記簿謄本、耐震化に関する調査票、建築確認済証、建築検査済証により確認すること。	・賃貸借契約(確約)書 ・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況がわかるもの ・公図(写し) ・建物配置図 ・現地調査 ・貸与確約書 ・不動産賃貸借契約(確約)書 ・印鑑登録証明書 ・抵当権未消滅約書 ・当該地区所管建築指導部及び所管消防署関係機関との打合せ記録(記録内容については建築指導部等に確認したものであること) ・設計図面等 ・耐震化に関する調査票 ・建築確認済証 ・建築検査済証	1, 4 借地借家法に違反していないものであること。 実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。 2, 5 不動産登記簿謄本について、所有権保存登記(又は移転登記)済であること。 3 国又は地方公共団体から貸与等が確実に受けられること。 6 抵当権の有無について確認すること。 抵当権が設定されている場合は、原則として協議書類提出時まで、遅くとも審査会前までに抹消すること。 7 借地借家法に違反していないものであること。 原則、事業の存続に必要な期間(事業開始から10年以上)の建物賃貸借契約(更新条項付)が行なわれており、かつ、建物の財産処分制限期間以上の賃借期間が担保されていること。	建物所有者の承諾の有無に関わらず、借家権の譲渡・転貸は認められない。 ただし、現在の建物賃貸借契約を解消し、新たに建物所有者と各補助申請事業者が賃貸借契約を締結した場合は認める。 賃貸人と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。(社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が、関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。) 抵当権が設定されている場合は、原則として認められない。 ただし、抵当権抹消が確実な見通しがあるものは認めてよいこと。 10年経過後に事業を終了した場合であっても、やむを得ない理由を除き、財産処分の制限期間内は、返還金が発生することに留意すること。 借地上的建物の賃貸借の場合は、必要十分な借地権の存続期間を有していること 土地の使用貸借契約は借地借家法が適用されないため、原則として認められない。また、共有による確保等も同様

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
				9 建築確認等の手続きに問題がないこと。 各補助申請事業の機能に支障なく使用できること。 事業開始後において、耐震基準上問題がない建物であること。	に認められない。 既存建物の築年数や改修後長期間の事業継続の確実性について確認すること。 旧耐震基準により建てられた建物(※)の場合、耐震補強等により現行耐震基準を満たすことについて確認すること。 ※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたもの
整備計画 (設備整備)	1 各補助申請事業を実施するうえで、必要な備品であるか。	1 備品費等積算根拠、備品カタログにより確認すること。	・備品費等積算根拠 ・備品カタログ	1 1件当たり10万円以上であること。 障害特性や建物構造等に配慮するとともに、利用者支援上及び利用上適正な数・規模・金額とすること。	共同生活援助事業及び重度身体障害者グループホーム事業における利用者の支援に要する設備整備については、利用者が共有で使用するものであること。
資金計画	1 事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。 2 必要な資金を確実に調達できるか。 3 借入金償還の見通しはあるか。 4 累積借入金に対しての償還の見通しはあるか。 5 自己資金は確実に保有しているか。	1 事業計画書、資金計画書、工事費・備品費等積算根拠により確認すること。 2 区市町村意見書等、補助予定通知(確約)書、融資証明(確約)書、寄付確約書により確認すること。 3 借入金償還計画書、収支シミュレーションにより確認すること。 4 決算書、累積借入金償還計画書により確認すること。 5 預金残高証明書、決算書、資金計画書により確認すること。	・事業計画書 ・資金計画書 ・工事費・備品費等積算根拠 ・区市町村意見書等 ・補助予定通知(確約)書 ・融資証明(確約)書 ・寄付確約書 ・借入金償還計画書 ・収支シミュレーション ・決算書 ・累積借入金償還計画書 ・預金残高証明書	1 建設等に係る資金は、自己資金や補助金のほか、原則として公的借入金(福祉医療機構等)及び金融機関からの融資によること。 2 自治体からの補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあること。 借入金は確実に調達できる見込みがあること。 寄付を受ける場合には履行が確実であること。 3 収支差額を借入金の償還財源に充当する場合は、収支予想に無理がないこと。 4 既存の借入金がある場合は、その借入金を返済する見込みがあること。 5 同時期に他の計画がある場合は、それも含めて資金確保ができていくこと。(全計画の資金計画を提出すること。)	金融機関からの融資を予定している場合は、適正な財源の範囲とすること。 民間資金の借入を行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。 補助予定通知(確約)書の通知者は、原則として区市町村長であること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
収支計画	1 事業の将来性又は確実に運営されていく見通しはあるか。 2 利用者に求める費用について、適正な額となっているか。	1 事業計画書、借入金償還計画書、収支予算書、収支シミュレーションにより確認すること。 2 収支予算書、収支シミュレーション、家賃・食材費・光熱水費・日用品費等算定に当たっての考え方、賃貸借契約（確約）書等により確認すること。	・事業計画書 ・借入金償還計画書 ・収支予算書 ・収支シミュレーション ・算定に当たっての考え方 ・賃貸借契約（確約）書	1 各補助申請事業を継続的・安定的に運営するために必要な収支計画が策定されていること。 開設後の収支計算において、原則、初年度を除く単年度収支がマイナスイメージにならないこと。 2 障害者に配慮した家賃等の設定となっていること。 礼金等、退所後の返還を前提としていないものは、料金徴収を行わないこと。	家賃設定に大規模修繕費用を含める場合は、財産処分制限期間や運営期間に応じた適切な修繕費用とすること。（過度な修繕費用は認められない。）

障害者通所施設設備審査基準

平成31年4月1日改正予定

共同生活援助事業

項 目	根 拠 法 令 等	基 準	備 考
敷 地	基準条例 第196条第1項	1 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	家庭的な雰囲気の下、利用者が地域の中で暮らすというグループホームの理念から、同一敷地内、隣地及び近接地に共同生活援助事業所、入所施設及び通所施設がないことが望ましい。
	基準条例 第196条第1項	2 入所施設又は病院の敷地外にあるか。	同一敷地内又は隣地に立地する建物に日中活動の事業所がある場合は、原則として、共同生活援助の利用者が当該事業所に通わないこと
建物構造		1 他の事業所等と併設の場合(短期入所事業を除く。)、独立した出入口が設けられているか。	
規 模	基準規則 第44条第4項	1 ユニットの定員は、2名以上10名以下であるか。	家庭的な雰囲気の下、利用者が地域の中で暮らすというグループホームの理念に則った規模が望ましい。【目安:4名以上7名以下】
	基準条例 第196条第6項	2 日常生活を営む上で必要な設備を設けられているか。	なお、原則、同一敷地内、隣地及び近接地に存する共同生活援助事業所の合計定員数が20名(又は3ユニット)を超える場合は認められない。 居室、居間・食堂(交流スペース)、便所、洗面所、浴室、脱衣室、台所、洗濯物干しスペース等
居 室	基準規則 第44条第5項第1号	1 1室1人(個室)であるか。	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけのものは認められない。
		2 地階に設置されていないか。	
	基準規則 第44条第5項第2号	3 1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上確保されているか。	事業者の責任において、居室内に利用者専用の掛け付けの収納設備(クローゼット等)を設けること なお、掛け付けの収納設備の設置が困難であるなど特別な事情がある場合は、その理由と代替措置について説明すること 【参考:和室で言うと概ね4.5畳の広さ】
居間・食堂		1 利用者及び世話人等支援者が一同に会するのに十分な広さを有しているか。	ダイニングテーブル等設備を配置して、利用者及び世話人等支援者の往来、食事の提供、介助に支障がない広さが確保されていること
		2 食堂としての十分な機能を有しているか。 (事業所として食事提供に係る支援を行う場合)	

浴室 洗面所	1 利用者支援上及び生活上必要十分な数が設置されているか。 2 入浴介助等を必要とする者の使用に適しているか。	浴室については、原則、定員5名につき1つ以上設置し、利用者の入浴に関して設備面における制約がないよう配慮すること (例示)手すりの設置、介助スペースの確保 等
便 所	1 障害特性や性別等に配慮された設備や構造となっているか。	各フロアにおける設置及び定員2名につき1つ程度の設置数 が望ましい。
その他	1 支援上必要なスペースが確保されているか。 2 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	夜間支援員の仮眠場所や個人情報の保管場所等 防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシー に留意すること

(注)根拠法令等

- ・「基準条例」
東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)
- ・「基準規則」
東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第175号)
- ・「補助要綱」
障害者通所施設等整備補助要綱(昭和60年6月10日付60福保精第76号)
- ・「通知等」
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号)
社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号)
事業所における防犯等安全管理の確保について(平成28年7月27日付28福保障施第1349号)

重度身体障害者共同生活援助事業

項目	根拠法令等	基準	備考
敷地	基準 第8(2)	1 保健衛生、交通の便等を考慮のうえ利用者の生活を健全に維持できる環境であるか。	
建物構造	基準 第14	1 建物の構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	
規模	基準 第11	1 定員は、Aタイプの場合5名以上10名以下、Bタイプの場合4名以上10名以下であるか。	
居室	基準 第14	1 原則として、個室であるか。	
	基準 第14	2 1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上確保されているか。	
共用室	基準 第14	1 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること	
浴室	基準 第14	1 利用者の特性に応じたものであること	
便所	基準 第14	1 利用者の特性に応じたものであること	
その他	基準 第14	1 管理人室は設けられているか。	
	通知等	2 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

(注)根拠法令等

・「基準」 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施細則

・「通知等」 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号)

事業所における防犯等安全管理の確保について(平成28年7月27日付28福保障施第1349号)

東京都重症心身障害児(者)通所事業

項目	根拠法令等	基準	備考
規模	実施要綱 別表1	1 重症心身障害児(者)の定員は5名以上であるか。	
訓練室	補助要綱 別表2	1 訓練室が設けられているか。 2 訓練室は訓練内容及び利用者の数に応じた広さを有しているか。 3 訓練に必要な機械器具等が備えられているか。	
相談室	補助要綱 別表2	1 相談室が設けられているか。 2 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	利用者のプライバシー保護のため、天井まで区切られていること
洗面所	補助要綱 別表2	1 洗面所が設けられているか。 2 利用者の特性に応じたものであるか。	
便所	補助要綱 別表2	1 便所が設けられているか。 2 利用者の特性に応じたものであるか。	利用者のプライバシー保護のため、男女別に設けること
その他	実施要綱 別表1	1 直接処遇職員である看護師、介護員等、理学療法士等の総数は、おおむね1日当たりの通所予定児(者)2人につき1人配置されているか。	

通知等	2 原則として、通所手段を確保しているか。 3 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること
-----	---	------------------------------------

(注) 根拠法令等

- ・「補助要綱」
- ・「実施要綱」
- ・「通知等」

障害者通所施設等整備費補助要綱(昭和60年6月10日付60福保精第76号)

東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要綱(平成24年3月30日付23福保障居第3611号)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・障害発0915第1号・老高発0915第1号)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障害発0726第1号・老高発0726第1号)

事業所における防犯等安全管理の確保について(平成28年7月27日付28福保障施第1349号)

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業

項 目	根 拠 法 令 等	基 準	備 考
建物構造	最低基準第34条、第54条、第59条、第68条、第82条、第85条	1 建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	
規模	最低基準規則第6条、第10条、第12条第1号、第17条、第23条	【1つの事業のみ実施する場合】 1 定員は、20名以上であるか。	
	最低基準規則第19条第1号	2 就労継続支援(A型)の場合、定員は10名以上であるか。	
	最低基準規則第12条第2号	3 自立訓練(生活訓練(宿泊型))の場合、生活訓練(宿泊型)以外と併せて行うときには、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外20名以上であるか。	
	最低基準規則第25条第1号、第2号	【多機能型の場合】 1 各事業の利用定員は、6名以上であるか。	
規模	最低基準規則第25条第3号	2 就労継続支援の場合、定員は10名以上であるか。	
	最低基準規則第25条第2号	3 自立訓練(生活訓練(宿泊型))の場合、生活訓練(宿泊型)以外と併せて行うときには、宿泊型10名以上、宿泊型以外6名以上であるか。	
	最低基準規則第7条、第10条、第14条、第17条	【従たる事業所の場合】 1 各事業の利用定員は、6名以上であるか。	
	最低基準規則第14条、第22条、第23条	2 自立訓練(生活訓練(宿泊型))及び就労継続支援の場合、定員は10名以上であるか。	
		3 主たる事業所と従たる事業所の間の距離が、法人にとって利用可能な手段を用いたとき概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないか。	

訓練・作業室	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条 基準規則第10条第1号、第25条、第30条第1号、第36条、第38条第1号、第41条 基準規則第10条第1号、第25条、第30条第1号、第36条、第38条第1号、第41条	1 訓練・作業室が設けられているか。 2 訓練作業室は作業に支障がない広さを有しているか。 3 訓練または作業に必要な機械器具等が備えられているか。	支障がない広さは、定員1人あたり3平方メートル以上をさす。
	相談室	1 相談室が設けられているか。 2 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	利用者のプライバシー保護のため、天井まで区切られていること
	洗面所	1 洗面所が設けられているか。 2 利用者の特性に応じたものであるか。	
便所	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条 基準規則第10条第3号、第25条、第30条第3号、第36条、第38条第3号、第41条	1 便所が設けられているか。 2 利用者の特性に応じたものであるか。	利用者のプライバシー保護のため、男女別に設けること

多目的室他	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1 多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。	利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可。
その他	通知等	1 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること
自立訓練(生活訓練(宿泊型))を行う場合			
居室	基準規則第30条第2項第1号イ 基準規則第30条第2項第1号ロ	1 定員は1名1室か。(個室であるか。) 2 1名あたり床面積は7.43平方メートル以上確保されているか。	
浴室	基準条例第153条第2項 基準規則第30条第2項第2号	1 浴室が設けられているか。 2 利用者の特定に応じたものであるか。	
その他	通知等	1 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

(注)根拠法令等

- ・「最低基準」
- ・「最低基準規則」
- ・「基準条例」
- ・「基準規則」
- ・「通知等」

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第135号)

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第171号)

東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)

東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第175号)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障害発0915第1号・老高発0915第1号)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障害発0726第1号・老高発0726第1号)

事業所における防犯等安全管理の確保について(平成28年7月27日付28福保障施第1349号)

短期入所

項目	根拠法令等	基準	備考
居室 (併設事業所)	基準条例 第100条1項	1 併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部が利用者に利用されていない居室を用いているか。	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけのものは認められない。 プライバシーの確保、衣類や貴重品等の管理、利用者間のトラブルの防止などのため、個室であることが望ましい。
居室 (単独事業所)	基準規則 第16条第1号イ	1 1室4人以下であるか。	居室の配置については、短期入所のサービスの特性を考慮した居室の配置であることが望ましい。 (例示) 短期入所の居室が支援員室に隣接、夜間の支援員が常駐する居間等に短期入所の居室が接している 等
	基準規則 第16条第1号ロ	2 地階に設置されていないか。	収納設備等は床面積から除く。ベッドを置くスペースは床面積に含めてよい。
	基準規則 第16条第1号ハ	3 1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上確保されているか。	
	基準規則 第16条第1号ニ	4 寝台(ベッド)又はそれに代わる設備(ふとん等)を備えているか。	
	基準規則 第16条第1号二	5 ブザー又はそれに代わる設備を備えているか。	
設備 (併設事業所)	基準条例 第100条2項	1 併設本体施設の設備(居室を除く。)を提供する場合、併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設及び併設事業所の利用者の支援に支障がないか。	ダイニングテーブル等設備を配置して、利用者及び生活支援員等支援者の往来、食事の提供、介助に支障がない広さが確保されていること
設備 (単独事業所) 居間・食堂	基準規則 第16条第2号	1 食事の提供に支障のない広さを有しているか。	
		2 食事の提供に必要な設備を備えているか。	
設備 (単独事業所) 浴室	基準規則 第16条第3号	1 利用者の特性に応じた造りになっているか。	介助が必要な方、普通浴槽では入浴が困難な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること (例示) 手すりの設置、機械浴槽の設置、リフトの設置、介助スペースの確保 等

設備 (単独事業所) 洗面所・便所	基準規則 第16条第4号	1 利用者の特性に応じた造りになっているか。 2 居室のある階ごとに設けているか。	洗面所は洗面、歯磨き、手洗い等が容易にできるものであること 介助が必要な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること
設備 (単独事業所) その他	補助要綱 第2条(1)エ 通知	1 支援上必要なスペースが確保されているか。 2 単独型事業所の基準を満たしているか。 3 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	利用者支援に必要な備品(食器、寝具等)の収納場所、夜間の支援員が待機場所、個人情報保管場所等 居室等の設備面の基準のほか、単独型の基準に則して計画を立てていること(人員配置等) 防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

(注)根拠法令等

- ・「基準条例」
東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)
- ・「基準規則」
東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第175号)
- ・「補助要綱」
障害者通所施設等整備費補助要綱(昭和60年6月10日付60福保精第76号)

主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所

項目	根拠法令等	基準	備考
規模	基準規則 第6条	利用定員は5名以上か。	
指導訓練室	基準条例 第9条	1. 指導訓練室が設けられているか。 2. 訓練に必要な設備等を備えているか。	
洗面所・便所		児童用の洗面所・便所があるなど、衛生管理に配慮した設備が設けられているか。	
設備及び備品		児童発達支援の提供に必要な設備及び備品が設けられているか。	
相談室		間仕切りを設けた相談室があることが望ましい。	

(注)根拠法令等

- ・「基準条例」 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第139号)
- ・「基準規則」 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第167号)

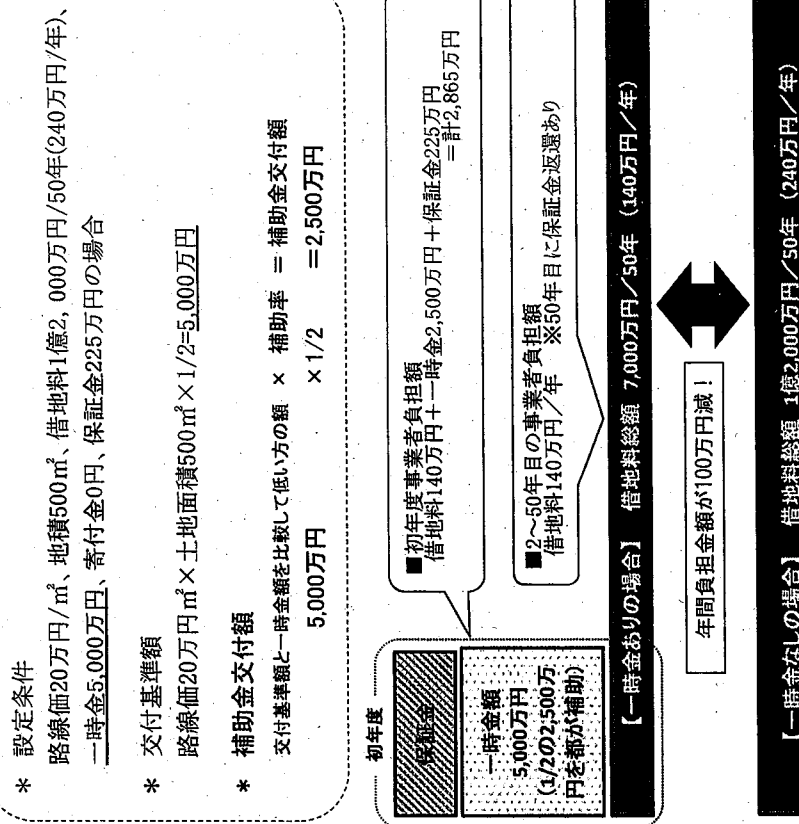
定期借地権の一時金に対する補助事業について

1 事業概要

- (1) 目的
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。）
- (3) 補助対象事業
 - ・日中活動系サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
 - ・共同生活援助・児童発達支援センター・重心通所
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所（以下「主に重心」という）
- (4) 補助対象用地
民有地、公有地（国有地、区市町村有地）
- (5) 補助対象経費
別表の第2欄に定める経費とする。
※ 定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。
※ 保証金として授受される一時金である場合、定期借地権が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。
- (6) 補助金交付額
別表の第1欄の額に掲げる交付基準額と、第2欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。

別表	1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
	当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額（定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間（1年未満の端数切捨て）を50年で除した割合を乗じるものとする。）の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの。）	1/2

2 事業イメージ図



借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

1 事業概要

- (1) 目的
この事業は、事業者が国有地又は民有地を借り受け、障害者施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者
社会福祉法人、特定非営利活動法人等（自治体、営利法人を除く。）
- (3) 補助対象事業
・日中活動系サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
・共同生活援助
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所（以下「主に重心」という）

- (4) 補助対象用地
民有地、国有地

- (5) 補助対象経費
事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料

- (6) 補助金交付額
土地賃料と補助基準額を比較して少ないほうの額の1/2

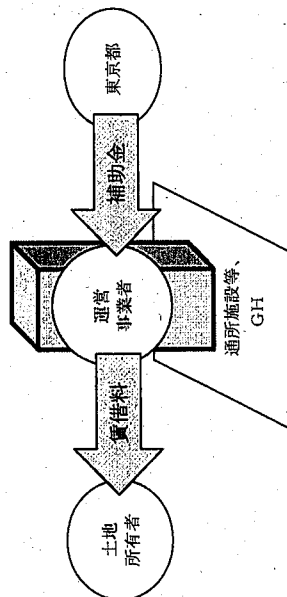
※補助基準額

- 国有地：契約金額
- 民有地：公示地価により3段階で設定（＊）

- (7) その他

・補助対象期間は、賃貸借開始から60か月（5年間）が上限

2 事業イメージ図



【年度内に支払った賃借料と補助基準額の少ない方】×1/2＝補助額

* 民有地の補助基準額

当該地の公示価格	通所施設等	グループホーム	(単位：千円/年)
都内平均より低い場合	5,000	2,500	主に重心
都内平均の2倍未満の場合	10,000	5,000	1,000
都内平均の2倍以上の場合	15,000	7,500	2,000
			3,000

※整備予定地の公示価格がどこに該当するかについては次ページを参照すること

* 事業開始初期の経費を抑えられ、経営の安定化が図れます。

* 定期借地権の一時金に対する補助との併用が可能です。ぜひ活用ください！

* 2021年3月31日までに契約締結し、かつ土地の賃貸借期間が始まったものが補助対象となります！



別表

補助基準額

八王子市中核市移行により、平成26年度着工案件のみ補助対象

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、児童発達支援センターの場合

(単位：千円)		(単位：千円)
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村
千代田区	15,000	八王子市
中央区	15,000	立川市
港区	15,000	武蔵野市
新宿区	10,000	三鷹市
文京区	15,000	青梅市
台東区	10,000	府中市
墨田区	5,000	昭島市
江東区	10,000	調布市
品川区	10,000	町田市
目黒区	15,000	小金井市
大田区	10,000	小平市
世田谷区	10,000	日野市
渋谷区	15,000	東村山市
中野区	10,000	国分寺市
杉並区	10,000	国立市
豊島区	10,000	福生市
北区	10,000	狛江市
荒川区	10,000	東大和市
板橋区	10,000	清瀬市
練馬区	5,000	東久留米市
足立区	5,000	武蔵村山市
葛飾区	5,000	多摩市
江戸川区	5,000	稲城市
		羽村市
		あきる野市
		西東京市

(単位：千円)		(単位：千円)
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村
八王子市	5,000	瑞穂町
立川市	5,000	日の出町
武蔵野市	10,000	檜原村
三鷹市	10,000	奥多摩町
青梅市	5,000	大島町
府中市	5,000	利島村
昭島市	5,000	新島村
調布市	5,000	神津島村
町田市	5,000	三宅村
小金井市	5,000	御蔵島村
小平市	5,000	八丈町
日野市	5,000	青ヶ島村
東村山市	5,000	小笠原村
国分寺市	5,000	
国立市	5,000	
福生市	5,000	
狛江市	5,000	
東大和市	5,000	
清瀬市	5,000	
東久留米市	5,000	
武蔵村山市	5,000	
多摩市	5,000	
稲城市	5,000	
羽村市	5,000	
あきる野市	5,000	
西東京市	5,000	

(単位：千円)		(単位：千円)
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村
千代田区	7,500	千代田区
中央区	7,500	中央区
港区	7,500	港区
新宿区	5,000	新宿区
文京区	7,500	文京区
台東区	5,000	台東区
墨田区	2,500	墨田区
江東区	5,000	江東区
品川区	5,000	品川区
目黒区	7,500	目黒区
大田区	5,000	大田区
世田谷区	5,000	世田谷区
渋谷区	7,500	渋谷区
中野区	5,000	中野区
杉並区	5,000	杉並区
豊島区	5,000	豊島区
北区	5,000	北区
荒川区	5,000	荒川区
板橋区	5,000	板橋区
練馬区	2,500	練馬区
足立区	2,500	足立区
葛飾区	2,500	葛飾区
江戸川区	2,500	江戸川区

補助基準額

共同生活援助の場合

八王子市中核市移行により、平成26年度着工案件のみ補助対象

(単位：千円)		(単位：千円)
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村
八王子市	2,500	八王子市
立川市	2,500	立川市
武蔵野市	5,000	武蔵野市
三鷹市	5,000	三鷹市
青梅市	2,500	青梅市
府中市	2,500	府中市
昭島市	2,500	昭島市
調布市	2,500	調布市
町田市	2,500	町田市
小金井市	2,500	小金井市
小平市	2,500	小平市
日野市	2,500	日野市
東村山市	2,500	東村山市
国分寺市	2,500	国分寺市
国立市	2,500	国立市
福生市	2,500	福生市
狛江市	2,500	狛江市
東大和市	2,500	東大和市
清瀬市	2,500	清瀬市
東久留米市	2,500	東久留米市
武蔵村山市	2,500	武蔵村山市
多摩市	2,500	多摩市
稲城市	2,500	稲城市
羽村市	2,500	羽村市
あきる野市	2,500	あきる野市
西東京市	2,500	西東京市

(単位：千円)		(単位：千円)
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村
瑞穂町	2,500	瑞穂町
日の出町	2,500	日の出町
檜原村	2,500	檜原村
奥多摩町	2,500	奥多摩町
大島町	2,500	大島町
利島村	2,500	利島村
新島村	2,500	新島村
神津島村	2,500	神津島村
三宅村	2,500	三宅村
御蔵島村	2,500	御蔵島村
八丈町	2,500	八丈町
青ヶ島村	2,500	青ヶ島村
小笠原村	2,500	小笠原村

別表

補助基準額

主に重症心身障害児を受入れる児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の場合

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	3,000	八王子市	1,000	瑞穂町	1,000
中央区	3,000	立川市	1,000	日の出町	1,000
港区	3,000	武蔵野市	2,000	檜原村	1,000
新宿区	2,000	三鷹市	2,000	奥多摩町	1,000
文京区	3,000	青梅市	1,000	大島町	1,000
台東区	2,000	府中市	1,000	利島村	1,000
墨田区	1,000	昭島市	1,000	新島村	1,000
江東区	2,000	調布市	1,000	神津島村	1,000
品川区	2,000	町田市	1,000	三宅村	1,000
目黒区	3,000	小金井市	1,000	御蔵島村	1,000
大田区	2,000	小平市	1,000	八丈町	1,000
世田谷区	2,000	日野市	1,000	青ヶ島村	1,000
渋谷区	3,000	東村山市	1,000	小笠原村	1,000
中野区	2,000	国分寺市	1,000		
杉並区	2,000	国立市	1,000		
豊島区	2,000	福生市	1,000		
北区	2,000	狛江市	1,000		
荒川区	2,000	東大和市	1,000		
板橋区	2,000	清瀬市	1,000		
練馬区	1,000	東久留米市	1,000		
足立区	1,000	武蔵村山市	1,000		
葛飾区	1,000	多摩市	1,000		
江戸川区	1,000	稲城市	1,000		
		羽村市	1,000		
		あきる野市	1,000		
		西東京市	1,000		

11-3 ～土地に関する補助事業

(定期借地権の一時金に対する補助事業と
借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)

に共通する事項～

1 対 照 表

	定期借地権の一時金に対する補助事業	借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業
事業内容	定期借地権の一時金の一部を補助	土地の賃料の一部を補助
対象用地	民有地 国有地 区市町村有地	民有地 国有地
対象借地権	一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権	普通借地権 一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権
効果	契約時に一時的な出費が必要だが、毎月の賃料が減額になる！	事業開始初期の賃料負担を抑えられる！

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

2 借地借家法における借地権の種類

	普通借地権	定期借地権	事業用定期借地権
存続期間	30年以上	30年以上	10年以上50年未満
建物用途	制限なし	制限なし	事業用建物の所有
終了	期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するにまでは正当事由を要する。	期間満了による建物譲渡による	期間満了による
その他	建物買取請求権がある。建物買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。借家関係は継続される。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない ④建物買取請求をしない という3つの特約を定める。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない ④建物買取請求をしない という3つの特約を定める。

3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

事業所用	寄居舎用
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	47年
鉄骨造	38、30、22年
木造	34、27、19年
	22年

※鉄骨の厚さによって異なる

*参考:「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)

4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とはある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。



5 その他

■ 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。

■ 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

- ・定期借地権の一時金に対する補助事業
『東京都福祉保健局＞障害者＞事業者の方へ＞定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』
URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/teikisyakuchi.html>
- ・借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業
『東京都福祉保健局＞障害者＞事業者の方へ＞借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業について』
URL: http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/shakuchi_katsuyou.html

6 スケジュール

